

第 1 章

熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

ここでは、第5次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

○男女共同参画社会実現に向けた動き	1
○第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	2
第1 熊本県の人口・人口構成等	5
第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状	
I あらゆる分野における女性の参画拡大	10
II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	22
III 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	29
IV 推進体制の整備・強化	38

男女共同参画社会実現に向けた動き

1 国の動き

社会経済のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年（2013年）6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年（2015年）9月に平成28年度から10年間の時限立法として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を公布・施行しました。

また、令和3年度（2023年度）から5年間を計画期間とする「第5次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定め、女性が生きやすく、能力が発揮できる社会づくりに向けた取組が行われました。

令和7年4月から改正「育児・介護休業法」が段階的に施行され、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が進められています。また、令和7年6月に閣議決定された『女性版骨太の方針2025』では、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」などの5本柱に沿った持続的な取組を推進することとされています。さらに、令和7年6月に女性活躍推進法が改正され、法律の期限が令和17年度末まで延長されるとともに、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化や、女性の健康上の特性への配慮などが盛り込まれました。

2 本県の動き

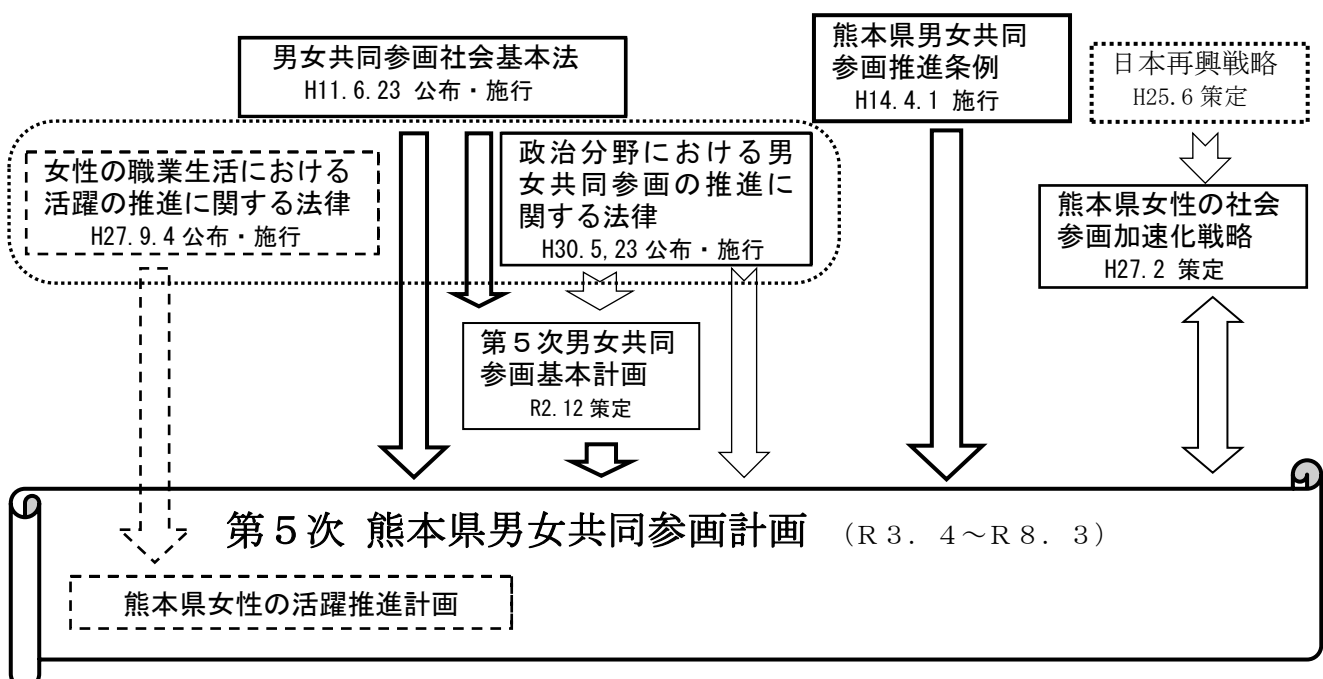
本県においても、平成26年（2014年）8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため様々な事業を進めています。

当会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年（2015年）2月に策定しました。県では、令和3年度（2021年度）からの5年間、「第5次熊本県男女共同参画計画」に掲げた「あらゆる分野における女性の参画拡大」をはじめとする4つの重点目標の達成に向けて、取組を進めてきました。令和7年度は計画の最終年度であり、これまでの状況や課題を踏まえて「第6次熊本県男女共同参画計画」を策定しました。

第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえて策定しました。また、女性の活躍をより効果的に推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画としても位置付けています。



～ 第5次計画関連の主な計画等 ～

- * くまもと新時代共創基本計画
- * くまもつまんなか熊本・実現計画
- * 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
- * くまもと教育プラン
- * 熊本県特定事業主行動計画
- * 熊本県地域福祉支援計画
- * 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
- * 熊本県保健医療計画
- * 熊本県人権教育・啓発基本計画
- * 熊本県健康増進計画
- * 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
- * 熊本県障がい者計画

など

2 計画期間

令和3年（2021年）4月から令和8年（2026年）3月までの5年間

3 基本目標

『男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』

熊本県男女共同参画推進条例が目指す基本理念を踏まえて、第5次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

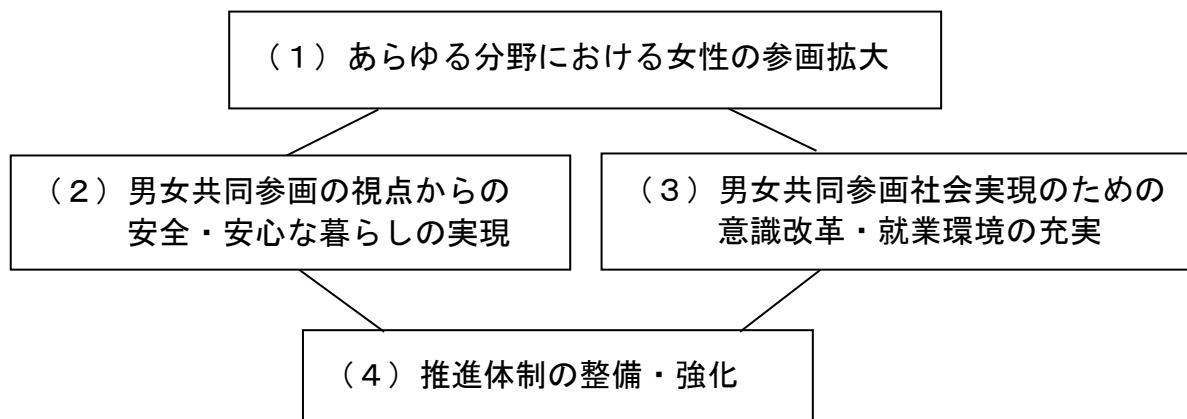
4 重点目標

社会経済情勢等が急速に変化する中で、男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の参画拡大」が重要となります。

また、県民一人一人の考え方や生き方が尊重され、皆が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現が必要です。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働や転勤等を当然とする働き方などの見直しも進めていくことが重要です。さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させる必要があります。国、県及び市町村の連携とともに、企業、県民及び各種団体の組織的な対応が不可欠です。

基本目標を踏まえて、4つの重点目標を定めています。



5 第5次熊本県男女共同参画計画の施策体系

【基本目標】男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現

【重点目標及び主要施策】

重点目標	施策の方向	主要施策
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大
		② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
		③ 女性の参画が少ない分野での活躍促進
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	② 経営者層の意識改革
		③ 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進
		④ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進
		⑤ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援
		⑥ 職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実
		⑦ ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の促進
	(3)仕事と生活の調和(両立)のための多様で柔軟な働き方の支援	② 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進
		③ テレワークの導入など多様で新しい働き方による女性の活躍促進
		④ 女性の起業支援
		⑤ 農林水産業分野における意思決定への女性の参画拡大
	(4)農林水産業における男女共同参画の推進	② 女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進
		③ 女性の活動分野の拡大
(5)地域社会における男女共同参画の推進	② 地域におけるリーダーの育成	
	③ DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進	
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	② 性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備
		③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進
		④ ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
	(2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援	② 高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
		③ ライフステージに応じた健康の包括的な支援
		④ 妊娠・出産等に関する健康支援
		⑤ 防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進
	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進	② 防災・復興の現場における女性の参画拡大
		① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	(1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	② メディアにおける男女の人権の尊重
		③ 社会制度や慣行の見直し
		④ 妊娠・出産に伴う就業環境整備の推進
	(2)男女の子育て・介護環境の整備	② 子育てに伴う就業環境整備の推進
		③ 介護に伴う就業環境整備の推進
		④ 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進(再掲)
		⑤ 子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実
	(3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進	② 社会教育の推進
		③ メディアにおける男女の人権の尊重(再掲)
		④ 相談体制の充実及び周知
		① 県における推進体制
	4 推進体制の整備・強化	(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携
③ 国との連携		
④ 企業や各種団体等との連携		
(3)国際協調等に向けた国施策との連携		

第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くとともに、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。

ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されており、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である未婚化及び晩婚化が男女ともに進む中、令和6年(2024年)の本県の合計特殊出生率は、前年より0.08ポイント減の1.39であった(全国7位)。今後も少子化が大きな課題となるが、熊本において安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが重要である。

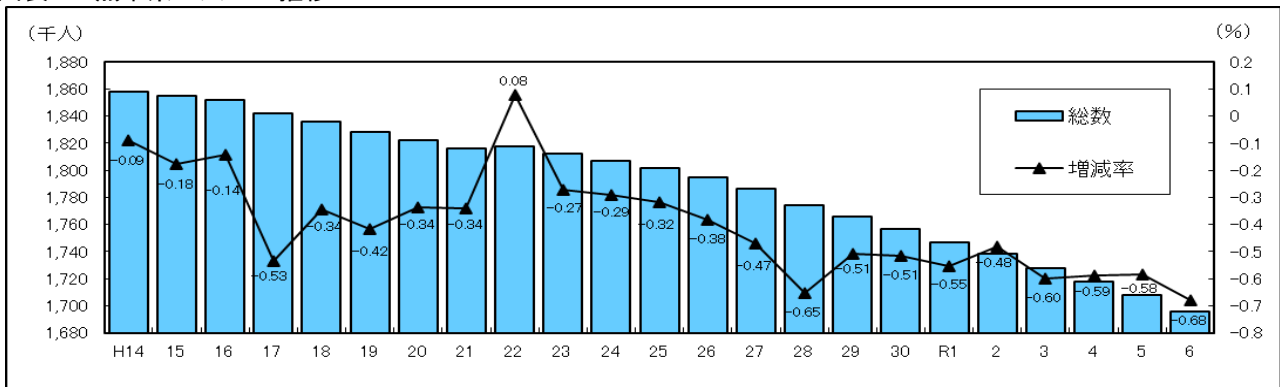
1 熊本県の人口

(1) 総人口

●人口減少は今後さらに加速

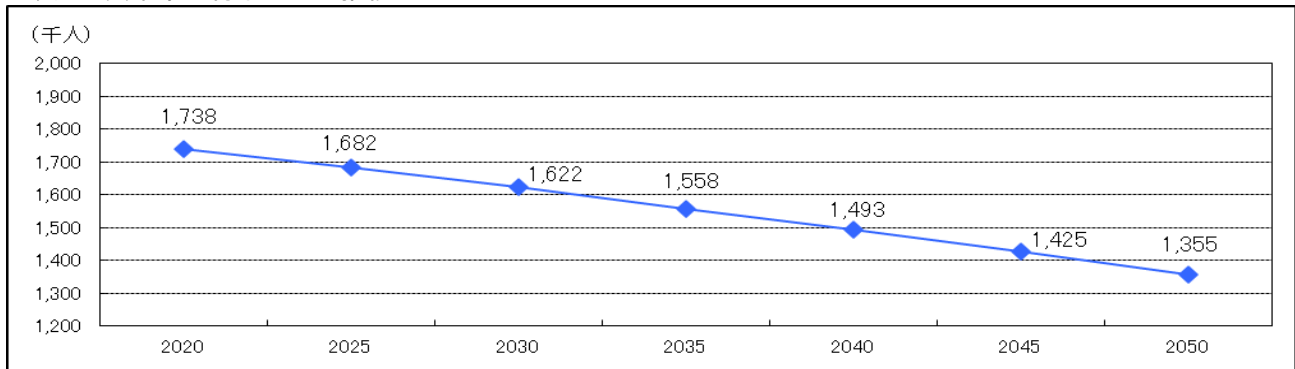
本県の総人口(推計人口調査)は、令和6年(2024年)10月1日現在、1,696,144人で、前年(1,707,747人)に比べ11,603人減少(▲0.68%)した(図表1)。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、2050年には約136万人になると見込まれている(図表2)。

図表1 熊本県の人口の推移



熊本県統計調査課「令和6年(2024年)版熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(R5.12月推計)」

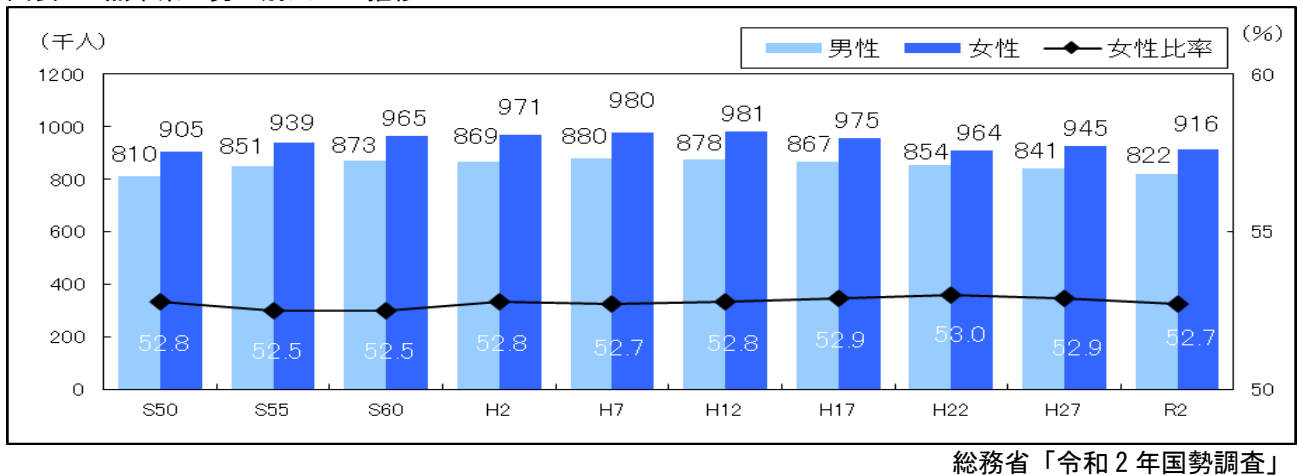
2 熊本県の人口構成

(1) 男女別人口

●男女構成比の女性の割合は52%～53%で推移

本県の男女別人口（国勢調査）は、令和2年(2020年)10月1日現在、男性約82万2千人、女性約91万6千人で5年前と比べ男性は約1万9千人、女性は約2万9千人減少した。男女構成比をみると、女性の割合は長期に渡り52%～53%で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

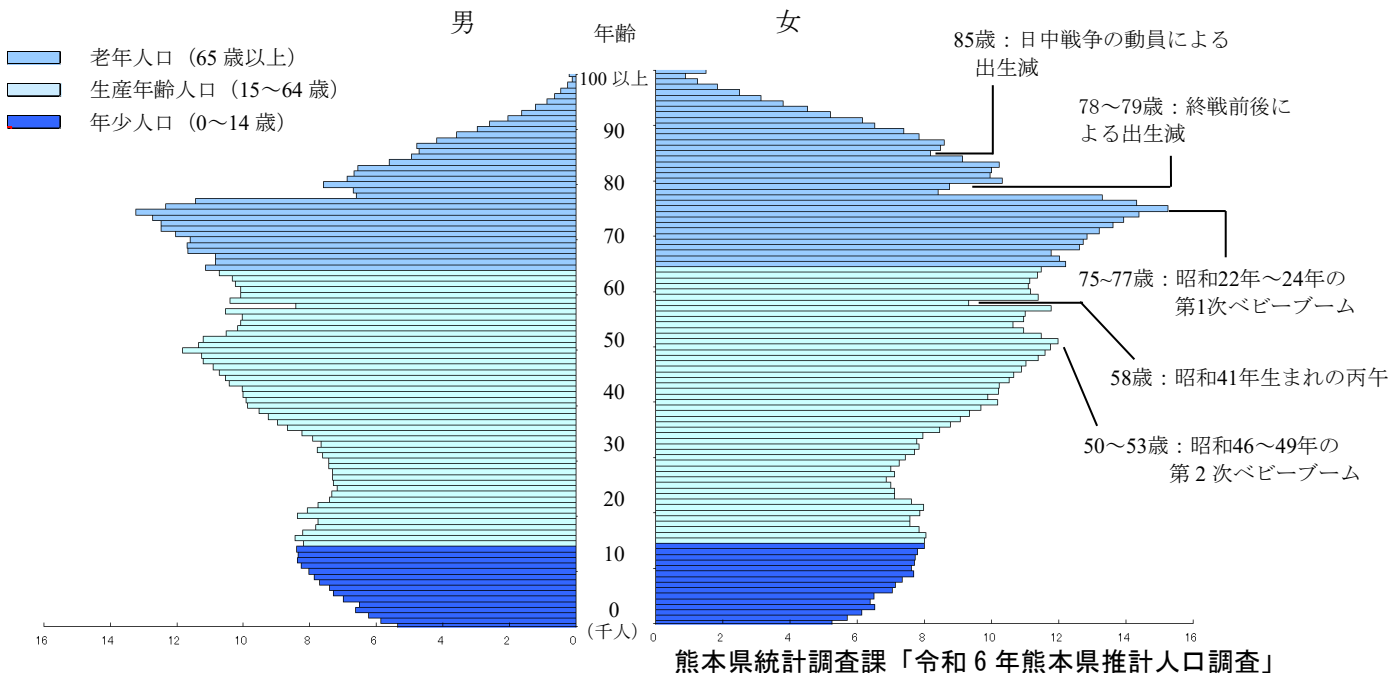


(2) 年齢別人口

●生産年齢人口は減少傾向

熊本県の令和6年(2024年)10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まってきているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大及び能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（令和6年10月1日現在）



(3) 高齢化率

●高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加

令和2年(2020年)の本県の高齢化率は31.6%となり、増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある(図表5)。

図表5 高齢化率

	県 [%]				全国 [%]			
	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	23.7	26.0	28.8	31.6	20.1	23.1	26.6	28.7
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.0	58.5	57.6	57.6	57.3	56.7	56.6
高齢者に占める単身者の割合	14.0	14.7	16.3	17.1	15.1	15.6	17.7	19.0
高齢単身者に占める女性の割合	78.5	71.5	72.0	67.8	72.8	71.5	67.5	65.6
85歳以上に占める女性の割合	72.8	69.2	70.9	69.4	72.3	71.8	70.1	68.5

総務省「令和2年国勢調査」

(4) 合計特殊出生率(※)

●前年より0.08ポイント減の1.39、少子化問題への更なる取組が必要

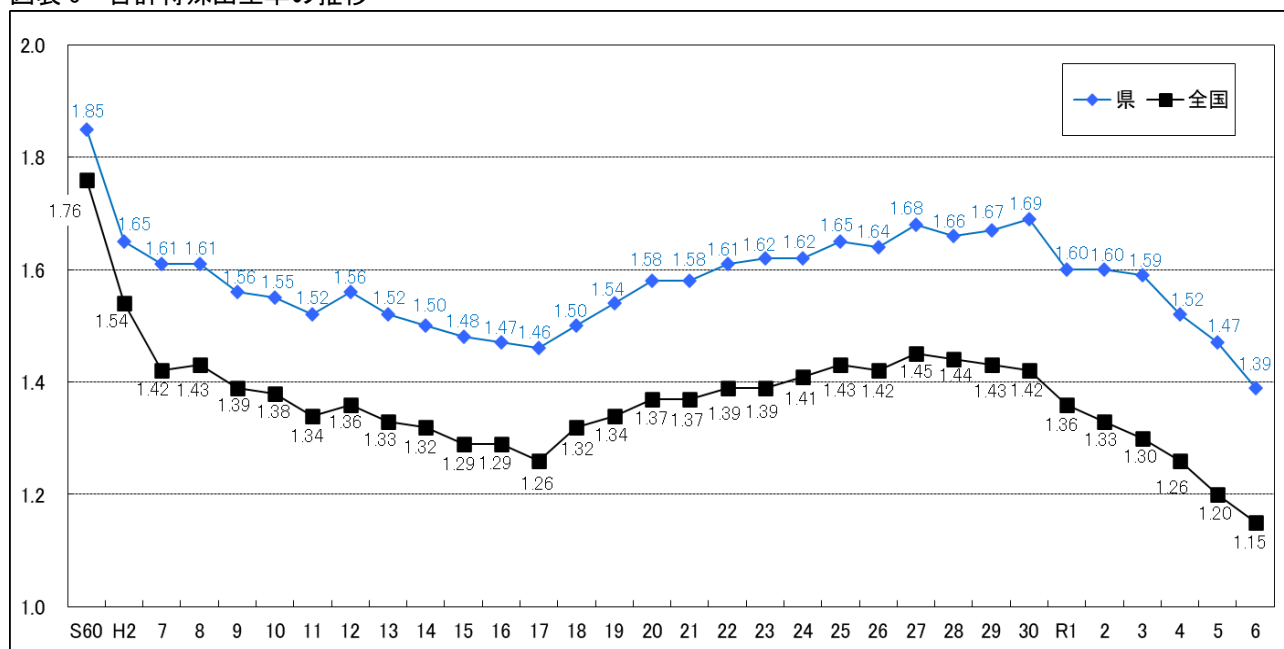
令和6年(2024年)の本県の合計特殊出生率は、1.39で前年より0.08ポイント減少した

(図表6)。都道府県別にみると、沖縄県(1.54)、福井県(1.46)、鳥取県・島根県・宮崎県(1.43)の順となっており、本県は全国第7位(前年5位)で全国平均を0.24ポイント上回っている。

今後も少子化が大きな課題となるが、熊本において安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが重要である。

※合計特殊出生率：その年における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

図表6 合計特殊出生率の推移



厚生労働省「令和6年人口動態調査」

3 熊本県における結婚・離婚

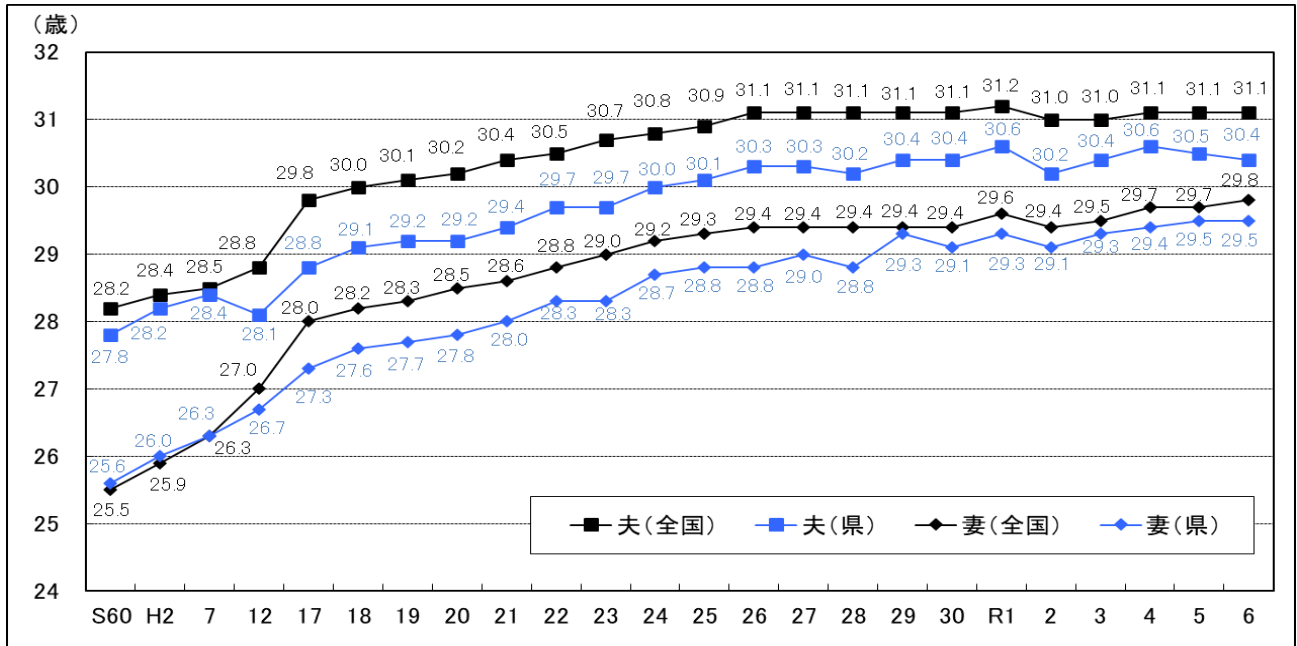
(1) 平均初婚年齢(※)

●緩やかではあるが、男女ともに晩婚化が進行

平均初婚年齢は、全国的に緩やかに晩婚化が進んでいる。本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、令和6年(2024年)は男性30.4歳、女性29.5歳と全国と同様の傾向にある(図表7)。

※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

図表7 平均初婚年齢の推移



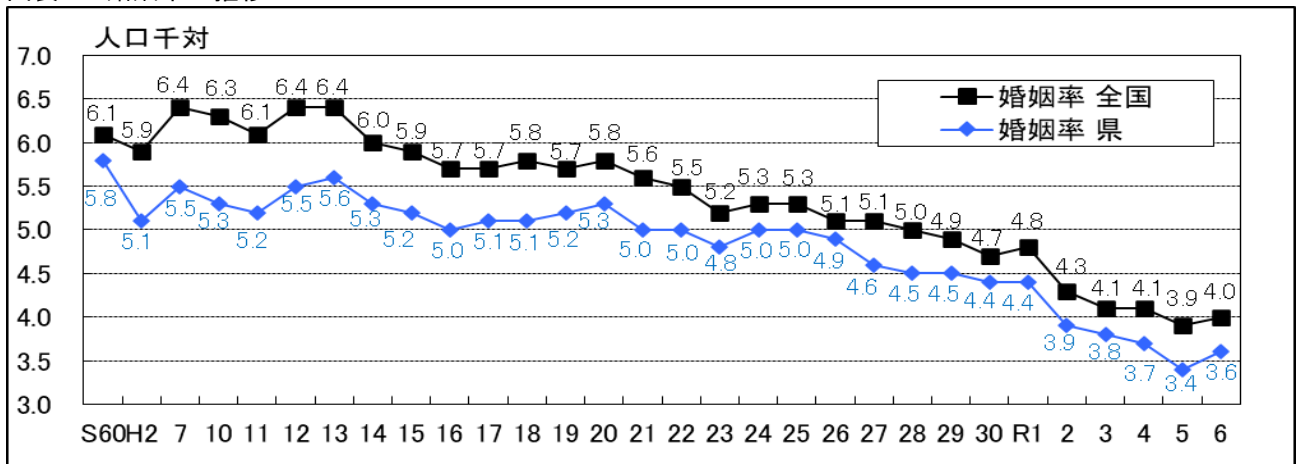
厚生労働省「令和6年人口動態調査」

(2) 婚姻率・離婚率・未婚率

●婚姻率は前年より0.2ポイント増加し3.6となったが、低下傾向が続く

本県における令和6年(2024年)の婚姻率(人口千対)は、前年より0.2ポイント増の3.6となったが、過去一貫して全国を下回っている(図表8)。

図表8 婚姻率の推移

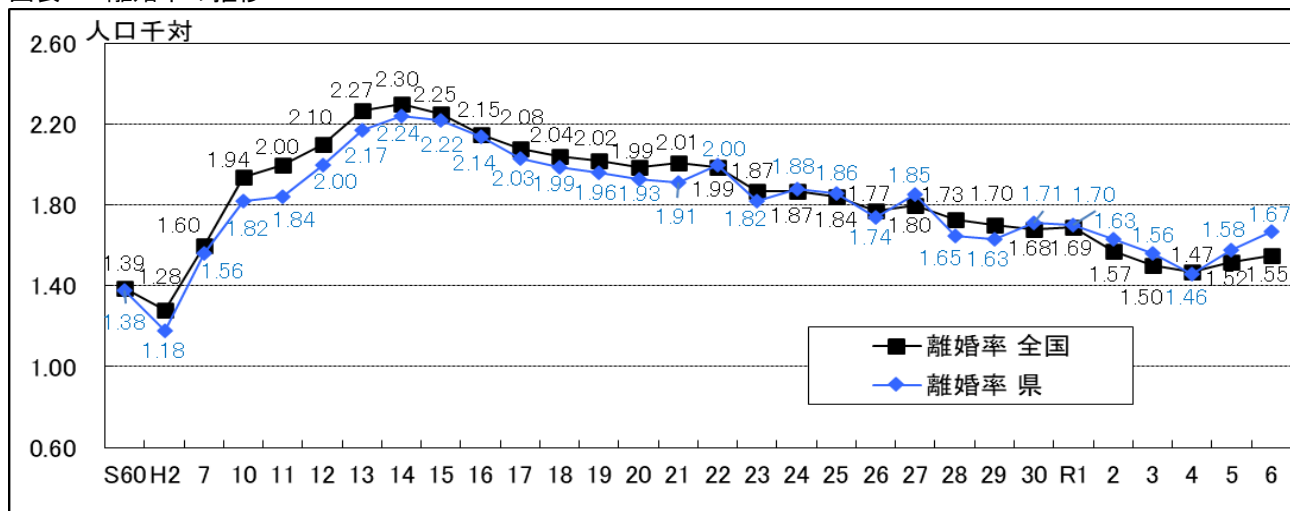


厚生労働省「令和6年人口動態調査」

●離婚率は前年より0.09ポイント増加し1.67と全国平均をわずかに上回る

本県における令和6年(2024年)の離婚率(人口千対)は1.67と前年より0.09ポイント増となり、全国平均を上回っている(図表9)。

図表9 離婚率の推移



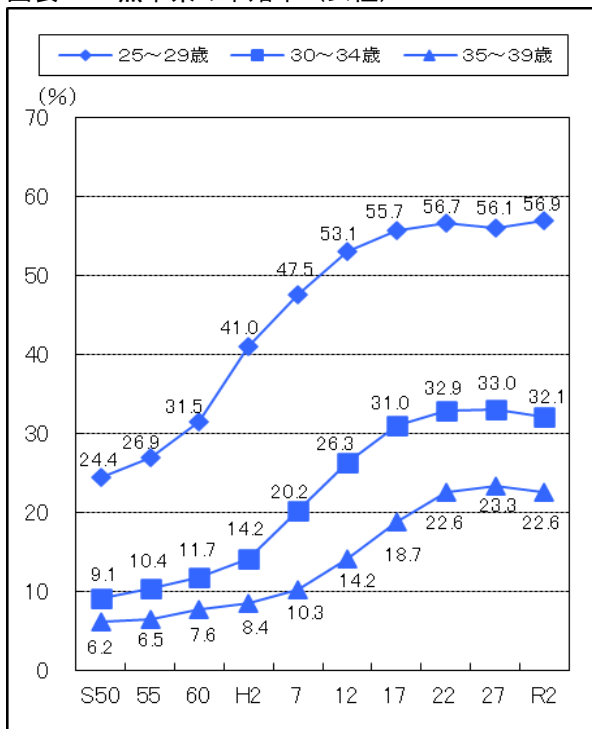
厚生労働省「令和6年人口動態調査」

●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和50年(1975年)と令和2年(2020年)で比較すると、女性では35~39歳の未婚率が6.2%から22.6%と約3.6倍に、男性では35~39歳の未婚率が4.8%から31.0%と約6.5倍に増えている。

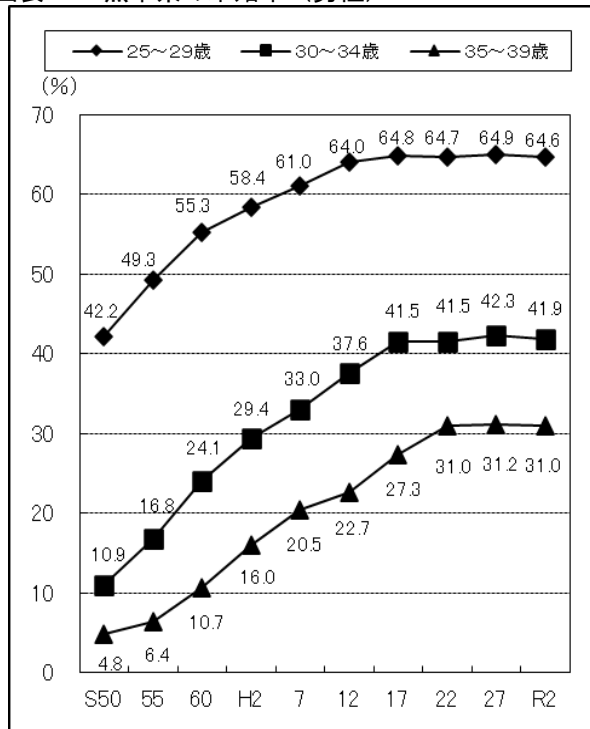
また、各年齢層で男性は女性より7~10ポイント程度未婚率が高くなっている(図表10・11)。

図表10 熊本県の未婚率(女性)



総務省「令和2年国勢調査」

図表11 熊本県の未婚率(男性)



総務省「令和2年国勢調査」

第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、148か国中118位と前回と順位は変わらず低迷している。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きい。
- 2 県民の8割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は、前年より0.4ポイント増の40.0%となり、本県の目標値を達成した。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、前年より0.3ポイント増の12.2%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は、全体で前年より5.5ポイント減少し、23.4%となっている。
- 6 雇用者の約半数を女性が占める中で、女性労働者における非正規職員の割合は約半数を占め、男性の割合の2.3倍となっている。

1 国際的な状況

（1）日本の女性の参画状況

●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

令和7年(2025年)6月に国連開発計画が発表した「HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2025」によると、日本は人間開発指数（HDI）が前回と同順位で193か国中24位だった。

また、令和7年(2025年)6月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、148か国中118位と前回と同順位で低迷している（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、特に政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会や環境の整備が不十分である。

※HDI 人間開発指数 とは・・・ (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい所得水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは・・・ (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を示している。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.972	1	アイスランド	0.926
2	ノルウェー	0.970	2	フィンランド	0.879
2	スイス	0.970	3	ノルウェー	0.863
4	デンマーク	0.962	4	英国	0.838
5	ドイツ	0.959	5	ニュージーランド	0.827
5	スウェーデン	0.959	6	スウェーデン	0.817
7	オーストラリア	0.958	7	モルドバ共和国	0.813
8	香港	0.955	8	ナミビア	0.811
8	オランダ	0.955	9	ドイツ	0.803
10	ベルギー	0.951	10	アイルランド	0.801
:	:	:	:	:	:
17	リヒテンシュタイン	0.938	42	米国	0.756
17	ニュージーランド	0.938	:	:	:
17	米国	0.938	101	韓国	0.687
20	韓国	0.937	:	:	:
:	:	:	:	:	:
24	日本	0.925	118	日本	0.666
:	:	:	:	:	:

国連開発計画（UNDP）「HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2025」（2025年5月）及び世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」（2025年6月）より作成
測定可能な国数は、HDIは193か国、GGIは148か国

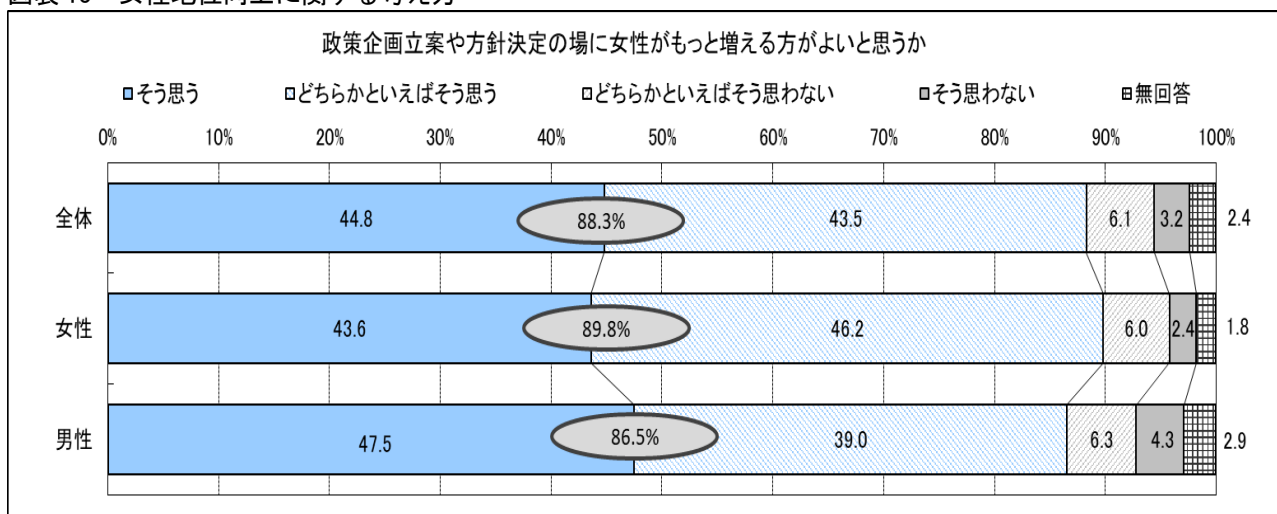
2 政策・方針決定の場における状況

(1) 女性の地位向上に関する考え方

●男女ともに8割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性の意見がもっと反映されるように、自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会長やPTAの会長など、政策企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（R1.11実施）から3.9%増加し88.3%となった（図表13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

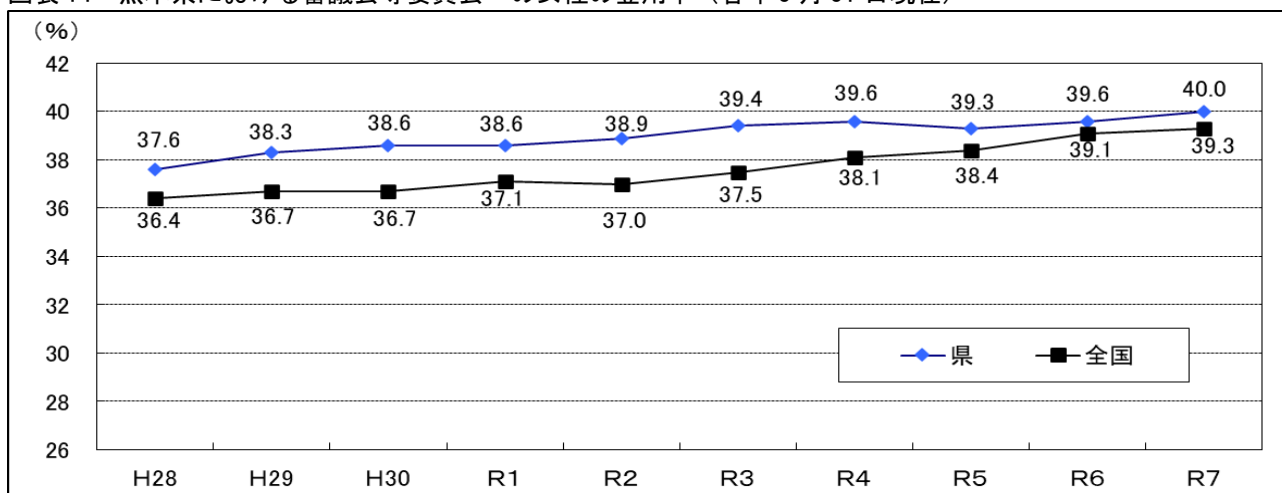
(2) 審議会等委員に占める女性の割合

●本県における女性登用率は前年より0.4ポイント増の40.0%

本県における審議会等委員への女性の登用率は、令和7年(2025年)3月31日現在、前年より0.4ポイント増加し40.0%となり、本県の目標値を達成した(図表14)。

市町村においては、令和7年(2025年)3月31日現在、25.8%と前年より0.7ポイント増加したものの低い状況にあるため、女性登用率向上に向けては、目標値設定や啓発など積極的な取組みを行う必要がある(図表15)。

図表14 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率(各年3月31日現在)

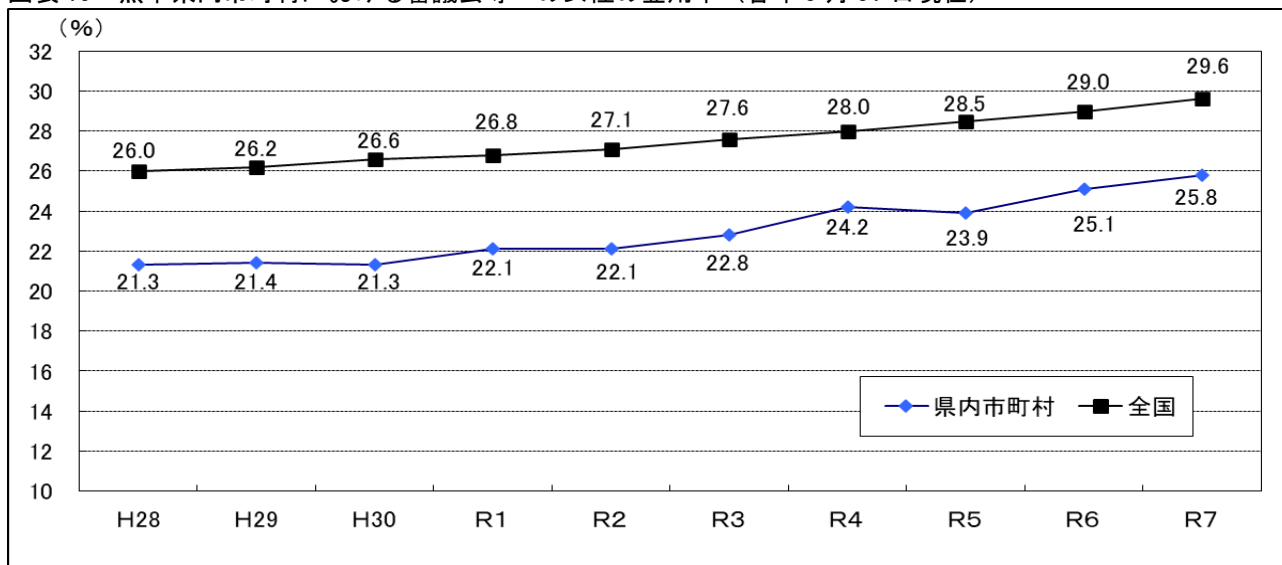


※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県内市町村における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を含む)への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

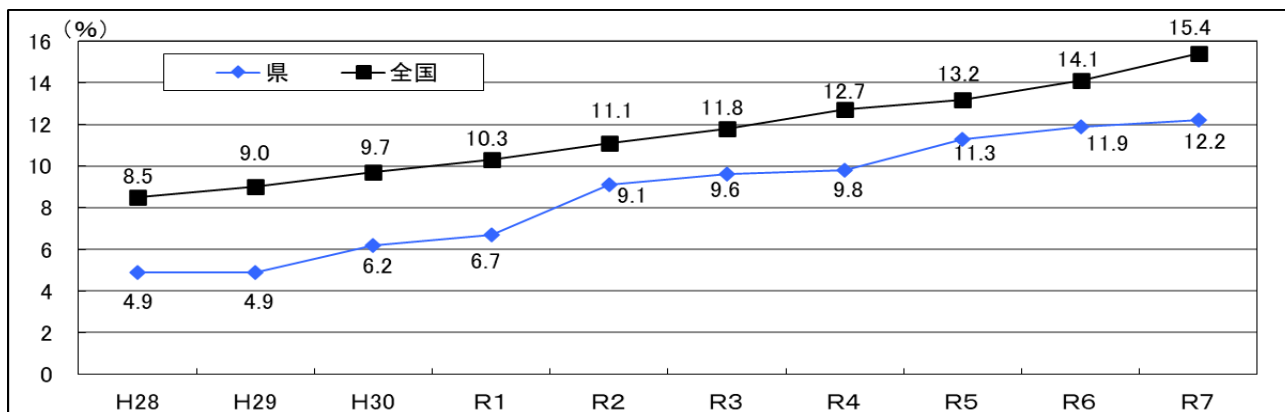
(3) 熊本県における女性の参画状況

●管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.3ポイント増の12.2%

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和7年(2025年)4月1日現在、前年より0.3ポイント増の12.2%となった（図表16）。

なお、令和7年(2025年)4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で37.2%、知事部局のみで36.4%だった（図表17）。

図表16 県職員（※）における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※知事交代に伴い、令和6年の数値は県のみ4月16日時点

※一般行政職以外の職員も計上

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

【参考】

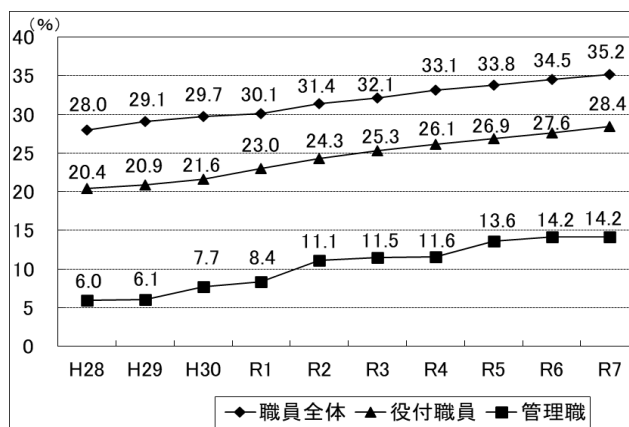
県職員（※）における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年と同様の14.2%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より0.8ポイント増の28.4%となった。

※対象：知事部局等職員、県警職員のうち事務職員等（警察官を除く）、教育委員会事務局職員

※一般行政職以外の職員も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員（教職員除く）に占める女性割合の全国比較（各年4月1日現在） (%)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
熊本県	38.9	33.1	32.4	34.4	39.0	38.5	33.3	42.7	38.6	39.4	37.2
全国	31.9	34.4	35.3	35.1	35.3	36.6	38.5	39.3	41.6	40.9	40.5
【参考】県知事部局	42.3	42.3	42.0	38.1	40.9	38.5	32.3	47.4	40.1	36.3	36.4

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

(4) 市町村における女性の参画状況

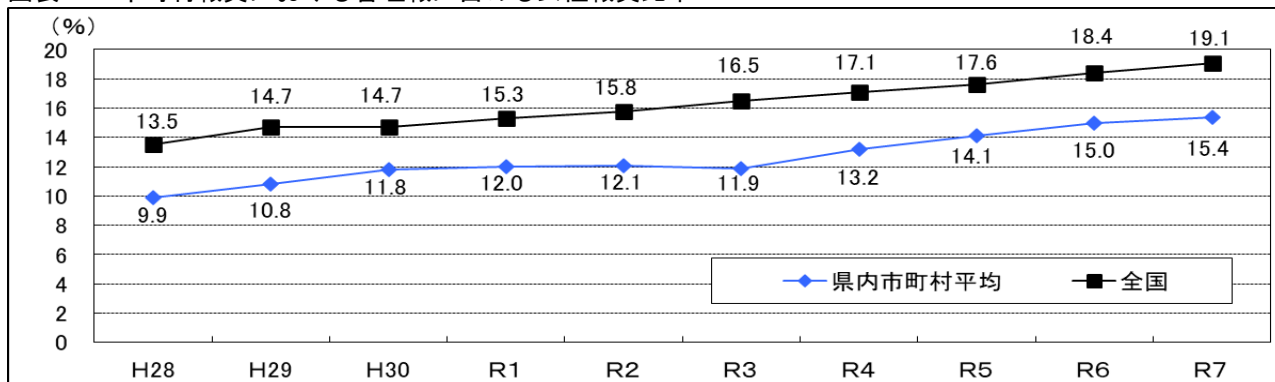
●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は前年より増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、令和7年(2025年)4月1日現在、県内市町村平均で15.4%となり、前年度より0.4ポイント増加した(図表18)。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、42.8%となっている(図表19)。

※管理職：管理職手当を支給されている職員(管理または監督の地位)にある職員のうち、条例等で指定する職(内閣府推進状況調査による定義)、概ね課長級以上が該当

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※政令指定都市、特別区を含む

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合(各年4月1日現在)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市町村合計	43.4%	38.2%	45.1%	38.0%	45.0%	38.6%	42.4%	44.3%	47.0%	42.8%

熊本県男女参画・協働推進課調べ

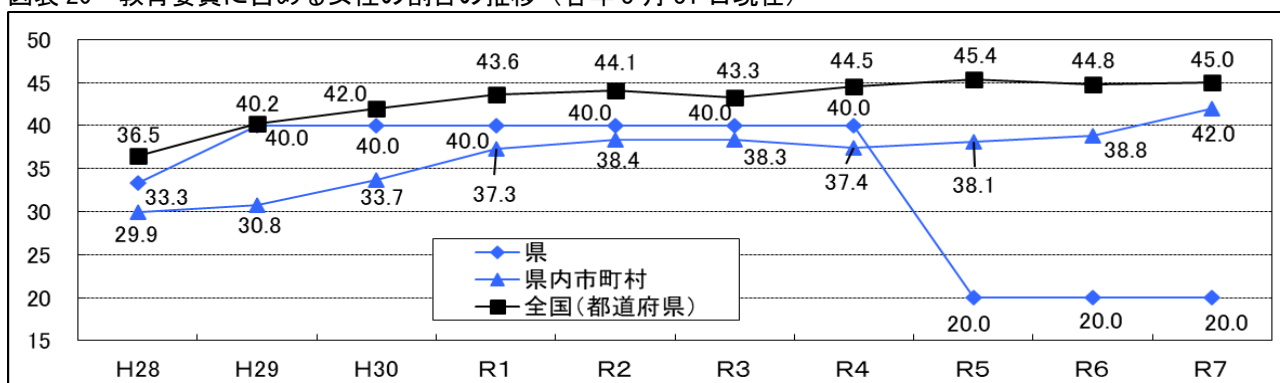
(5) 教育分野における女性の参画状況

●本県教育委員に占める女性の割合は20.0%

本県の教育委員は、令和7年(2025年)3月31日現在、5人中女性は1人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は42.0%となり、前年より3.2ポイント増加した(図表20)。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移(各年3月31日現在)



※県教育委員の総数は、平成28年までは6人、平成29年からは5人で、うち女性は令和4年まで2人の就任

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

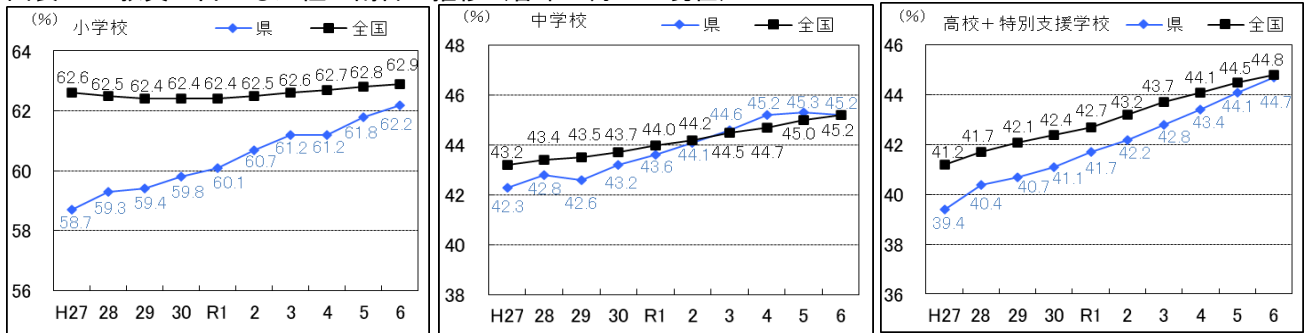
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、小学校及び高校・特別支援学校において前年より増加した

公立学校の教員に占める女性の割合は、令和6年度(2024年度)は小学校が62.2%、中学校が45.2%、高校・特別支援学校は44.7%となり、全国平均と大きな差はみられない(図表21)。

また、管理職(校長、副校長、教頭)の女性比率は、令和6年度(2024年度)は小学校25.0%、中学校11.8%、高校・特別支援学校20.2%で、小中学校は全国平均を下回り、高校・特別支援学校は全国平均と同水準である(図表22)。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を図り、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、令和7年度(2025年度)は全体で58.5%と前年度より2.4ポイント増加した(図表23)。

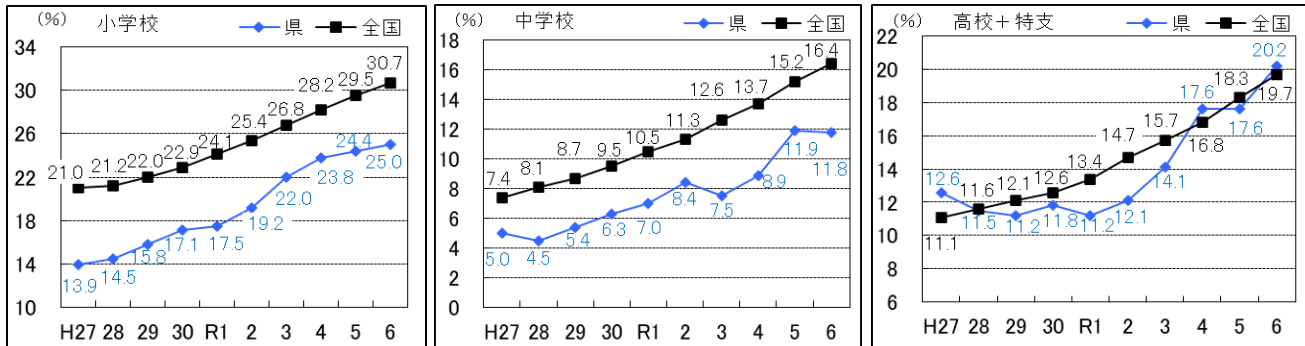
図表21 教員に占める女性の割合の推移(各年5月1日現在)



※公立学校の教員(本務者)を集計

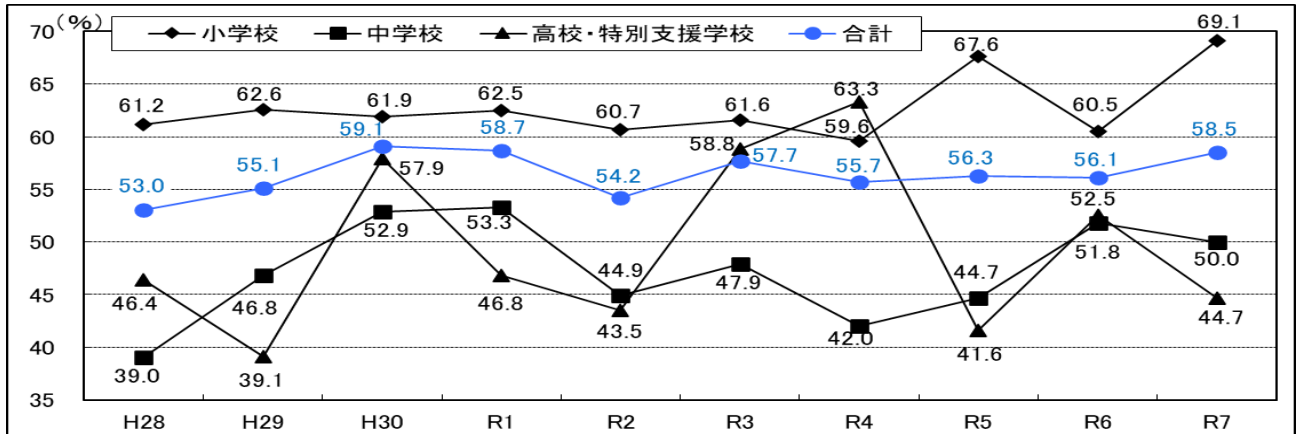
文部科学省「令和6年度学校基本調査」

図表22 管理職(校長、副校長、教頭)に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年5月1日現在)



文部科学省「令和6年度学校基本調査」

図表23 新規採用教員に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年4月1日現在)



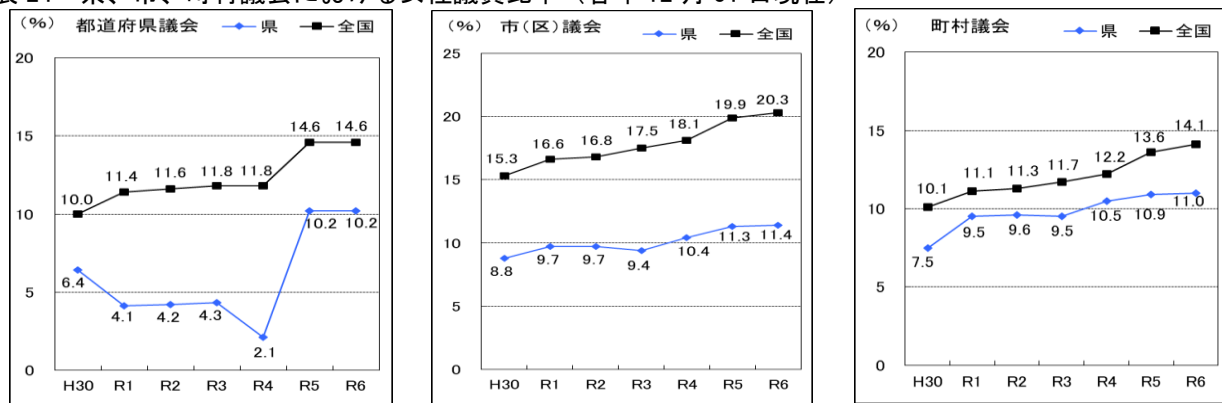
熊本県男女参画・協働推進課調べ

(6) 政治における女性の参画状況

●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県議会、市議会、町村議会における女性議員比率は、調査時点においていずれも10%を超えているが、大きな変化は見られず全国平均を下回っている（図表24）。

図表24 県、市、町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



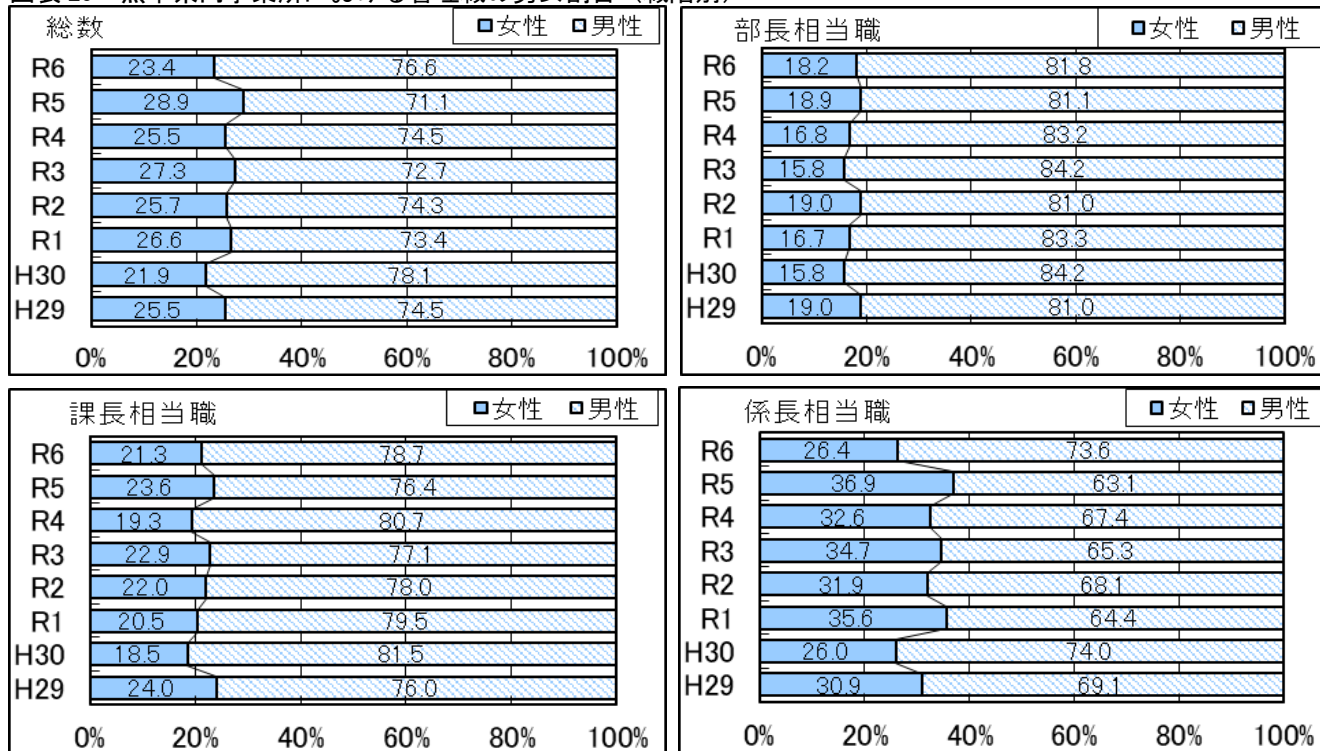
総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

●管理職に占める女性の割合は23.4%で、前年比5.5ポイント減少

令和6年度（2024年度）の県内事業所における管理職に占める女性の割合は、全ての職階で減少し、全体でも23.4%となり前年より5.5ポイント減少した（図表25）。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態調査」

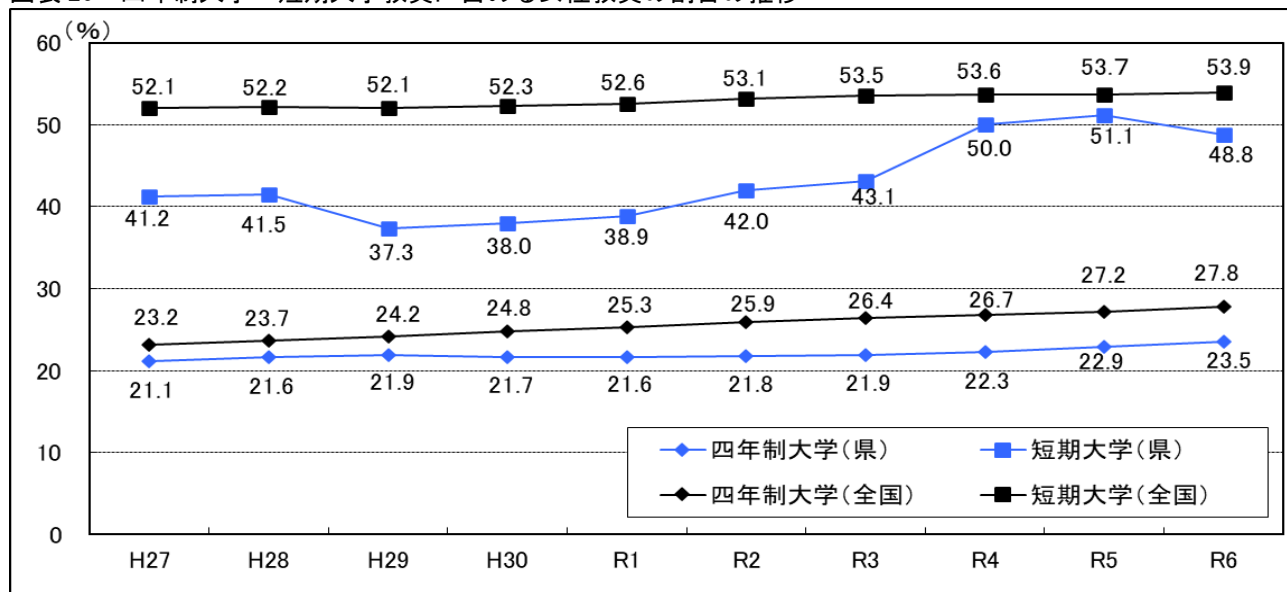
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

●大学教員に占める女性の割合は、全国平均を下回る

令和6年の本県の四年制大学における女性教員の割合は、23.5%と前年度より0.6ポイント増加したが、依然として全国平均を下回っている。

また、短期大学においては、48.8%と前年度よりも2.3ポイント減少し、全国平均を下回っている（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「令和6年学校基本調査」

3 就業・雇用分野における状況

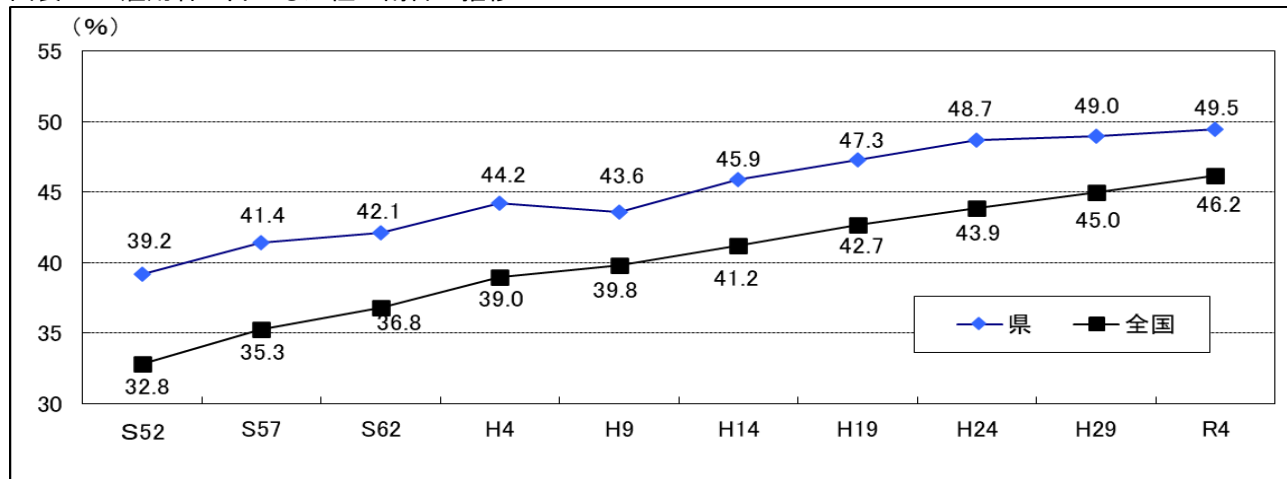
(1) 雇用者(※)に占める女性の割合

●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、令和4年(2022年)には49.5%と、雇用者のほぼ半数が女性となっている（図表27）。

※雇用者：会社員、団体職員、公務員、個人商売店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者（会社などの役員を除く）。

図表27 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「令和4年就業構造基本調査」

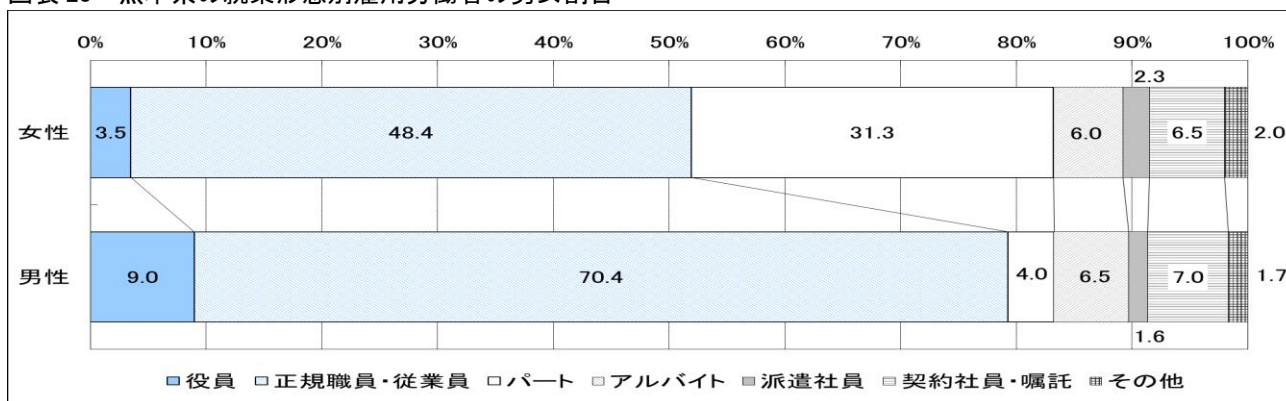
(2) 労働者の雇用形態

●女性労働者のうち、半数近くが非正規職員となっている

令和4年の本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性70.4%に対し女性48.4%となっている。

また、女性労働者のうちパート等非正規職員の割合は約半分を占めている（図表28）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際には、パートタイム等の労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合



総務省「令和4年就業構造基本調査」

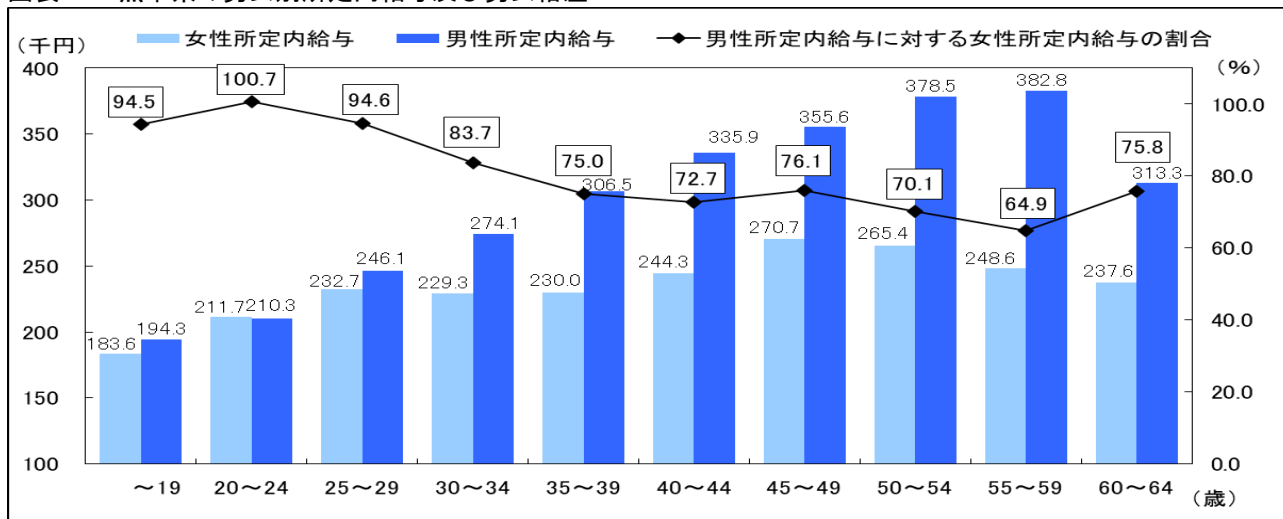
(3) 男女別所定内給与（※）

●男性と女性の給与の割合は30歳代から差が開きはじめる

令和6年の本県における女性の所定内給与と男性の所定内給与との差は、10歳代、20歳代では比較的小さいが、30歳代から差が開き始める。また、男性の所定内給与は55～59歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は20歳代後半以降ほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える55～59歳の所定内給与では、男性382.8千円に対し女性248.6千円と134.2千円の差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間での賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働等に女性が多いことが一因と考えられる（図表29）。

※所定内給与：月間決まって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

図表29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

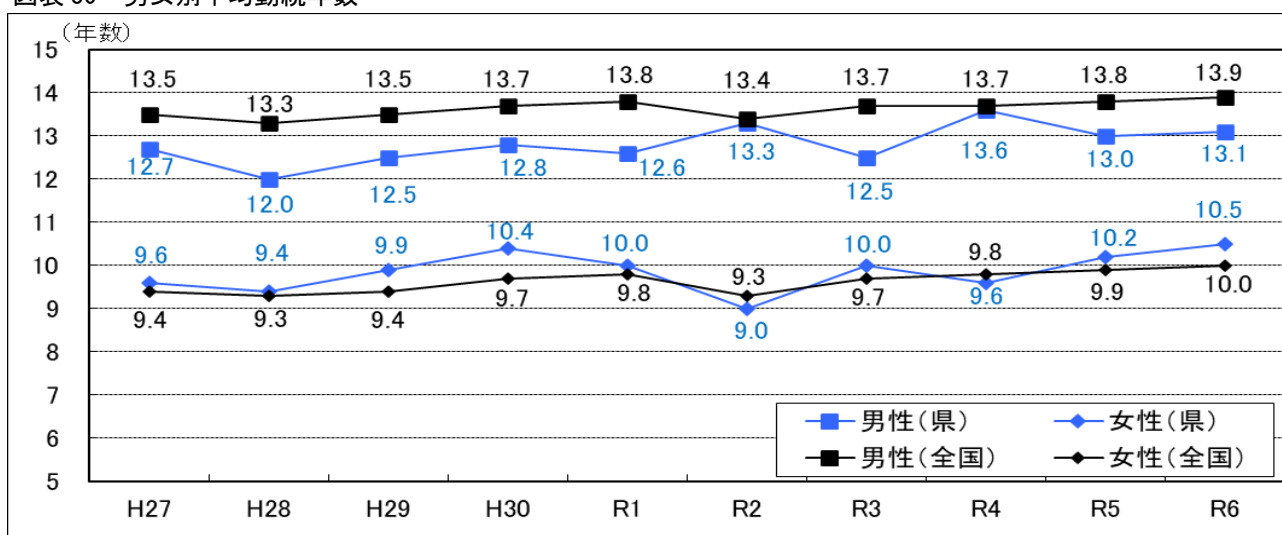
(4) 男女別平均勤続年数

●本県の女性の平均勤続年数は前年より増加

令和6年の男女別の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より0.3年増の10.5年、男性は年0.1年増の13.1年となり、その差は2.6年と縮小した。

働き方改革や育児・介護を両立する支援制度の充実など、女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができ、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である(図表30)。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

トピック①

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)が改正されました

女性の職業生活における活躍をさらに促進するため、女性活躍推進法が改正され、有効期限が令和18年3月31日まで10年間延長されました。これに伴い、国・地方公共団体及び企業等に求められる取組も強化されています。

<改正の主なポイント>

●情報公表の必須項目の拡大

国・地方公共団体の特定事業主のほか、企業等の男女間賃金差異の公表義務を従業員301人以上から101人以上の企業等へ拡大。

併せて、新たに女性管理職比率の公表も従業員101人以上の企業等に義務化。

●職場における女性の健康支援

女性の健康上の特性への配慮を、基本原則として明確化。

●プラチナえるぼし認定要件の見直し

求職者等へのセクシュアルハラスメント防止措置の内容を公表していることを認定要件に追加。

●特定事業主行動計画の手続きの効率化

国・地方公共団体の行動計画に関する手続きの効率化により、取組の実効性を確保。

内閣府男女共同参画局ホームページ

https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/index.html

4 農林水産業における状況

(1) 農林水産業における女性の参画状況

●農協役員、農業委員の割合はともに横ばいで、依然として低い

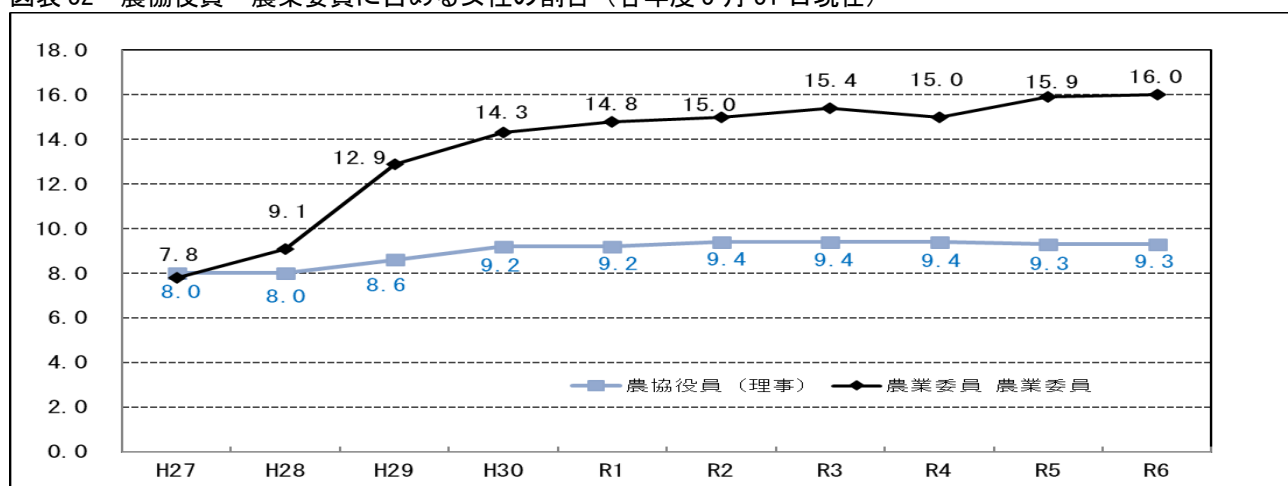
農業就業人口に占める女性の割合は、44.3%とほぼ半数となっており重要な担い手となっている。一方で、家族経営協定締結農家数は3,578戸、農協役員に占める女性の割合は9.3%、農業委員に占める女性の割合は16.0%といずれも横ばいで、就業比率からみると依然として低い（図表31～33）。

本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定への女性の参画を加速していく必要がある。

図表31 農林水産業の女性従業者

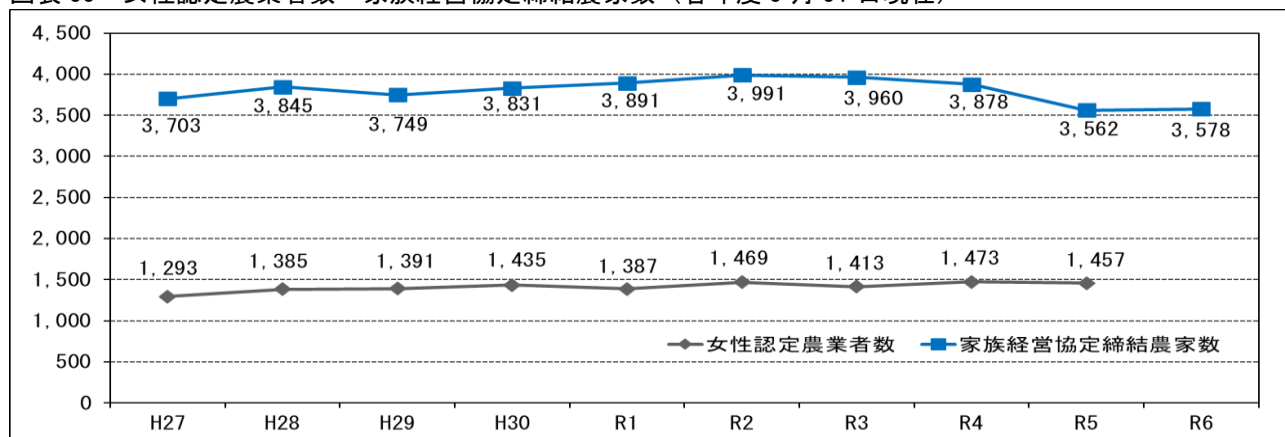
	調査時点	女性の割合	出典
農業就業人口	R2.2.1	44.3%	R2農林業センサス
林業就業者	R2.10.1	16.4%	R2年国勢調査
漁業就業者	R5.11.1	20.0%	R5漁業センサス

図表32 農協役員・農業委員に占める女性の割合（各年度3月31日現在）



熊本県団体支援課、農村計画課調べ

図表33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数（各年度3月31日現在）



※女性認定農業者数の数値は令和6年の調査結果が出ていないため空欄としている。

熊本県担い手支援課調べ

5 地域における状況

(1) 地域活動における女性の参画状況

●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、令和7年(2025年)4月時点の自治会長に占める女性の割合は、3.8%と依然として低い状況のまま推移している。また、PTA会長に占める女性の割合は、前年より0.9ポイント増加し18.5%と徐々に増えているものの方針決定への女性の参画は十分とは言えない(図表34)。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表34 熊本県の地域活動における女性割合

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自治会長	H28.4	4,606	111	2.4	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H29.4	4,616	129	2.8	
	H30.4	4,572	129	2.8	
	H31.4	4,575	136	3.0	
	R2.4	4,558	151	3.3	
	R3.4	4,556	156	3.4	
	R4.4	4,654	155	3.3	
	R5.4	4,656	157	3.4	
	R6.4	4,655	161	3.5	
	R7.4	4,632	175	3.8	
PTA会長	H28.6	596	39	6.5	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校 ※H31.4より特別支援学校含む
	H29.4	596	39	6.5	
	H30.4	566	48	8.5	
	H31.4	567	70	12.3	
	R2.6	561	65	11.6	
	R3.4	564	68	12.1	
	R4.4	569	82	14.4	
	R5.4	557	97	17.4	
	R6.4	557	98	17.6	
	R7.4	557	103	18.5	
民生委員・ 児童委員	H28.4	4,095	2,524	61.6	熊本県健康福祉政策課調べ (~H28) 熊本県社会福祉課調べ (H29~R3) 熊本県地域支え合い支援室調べ (R4~)
	H29.4	4,097	2,578	62.9	
	H30.4	4,106	2,588	63.0	
	H31.4	4,107	2,601	63.3	
	R2.4	4,070	2,651	65.1	
	R3.4	4,068	2,663	65.5	
	R4.4	4,081	2,677	65.6	
	R5.4	3,994	2,661	66.6	
	R6.4	4,029	2,701	67.0	
	R7.4	4,011	2,687	67.0	

II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年（2024年）4月1日施行）で、保護命令の対象に精神的・経済的な暴力を加え、違反した場合の罰則を強化するなど、保護命令制度が拡充・強化された。ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は3,865件となり、前年より591件減少した。
- 2 児童虐待相談件数は前年より増加し2,819件となった。
- 3 本県の人工妊娠中絶実施率は、前年から0.4ポイント減の7.0となったが、依然として全国平均を上回っている。
- 4 県内地域の防災組織に占める女性の割合は、消防団員及び自主防災組織会長ともに3%台で依然として低い状況にある。

1 女性に対する暴力の状況

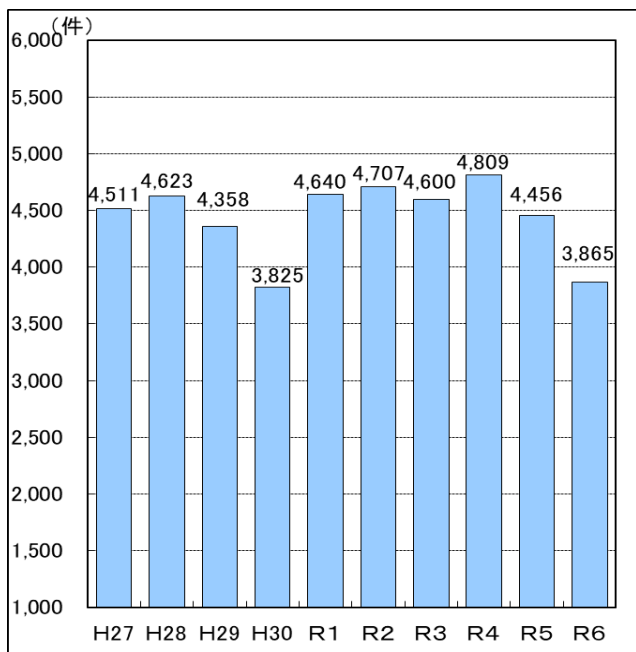
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）

●DV相談件数は前年より減少

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年から591件減少し、3,865件となった（図表35）。

相談窓口別に見ると県広域本部・地域振興局のみ増加し、その他の相談機関では、相談件数は全て同数又は減少した（図表36）。

図表35 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表36 熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

	熊本県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) ○県福祉総合相談所	県男女共同参画相談室	県警察本部 ○各警察署対応分も含む (*1、*2)	女性の人権ホットライン ○熊本地方法務局 (*1)	熊本市男女共同参画センター 総合相談室 (*3)	各市福祉事務所等	県広域本部・地域振興局	合計
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358
H30	892	41	511	44	45	2,224	68	3,825
R1	848	17	448	23	—	3,242	62	4,640
R2	656	24	641	52	—	3,271	63	4,707
R3	676	26	651	43	—	3,064	140	4,600
R4	925	26	603	29	—	3,010	216	4,809
R5	953	17	517	28	—	2,805	136	4,456
R6	514	17	455	22	—	2,620	237	3,865

※1 暦年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 令和元年度から「一般相談」を廃止しDV相談のみを熊本市に移管したため対象となる数値計上なし
熊本県男女参画・協働推進課調べ

●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

令和6年(2024年)に熊本県警が対応したDV事案件数は、455件で前年に比べ62件減少した(図表37)。

図表37 熊本県警察におけるDV事案対応状況(暦年集計)

	対応件数	書面提出要求※	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令違反検挙					他法令検挙
			被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	
H27	781	90	73	43	22	69	20	1	0	0	0	0	127
H28	626	56	55	33	15	53	16	1	0	0	0	1	163
H29	485	53	42	26	15	40	17	0	0	0	1	0	94
H30	511	32	28	20	10	27	14	1	0	0	0	0	113
R1	448	52	46	28	20	43	22	2	0	0	0	1	102
R2	641	33	29	18	10	28	9	0	1	0	1	0	82
R3	651	26	23	12	7	21	9	0	0	0	1	1	91
R4	603	41	32	20	11	29	14	0	0	0	0	1	80
R5	517	33	33	26	17	29	14	0	0	0	0	0	59
R6	455	17	11	7	8	9	2	0	0	0	0	0	63

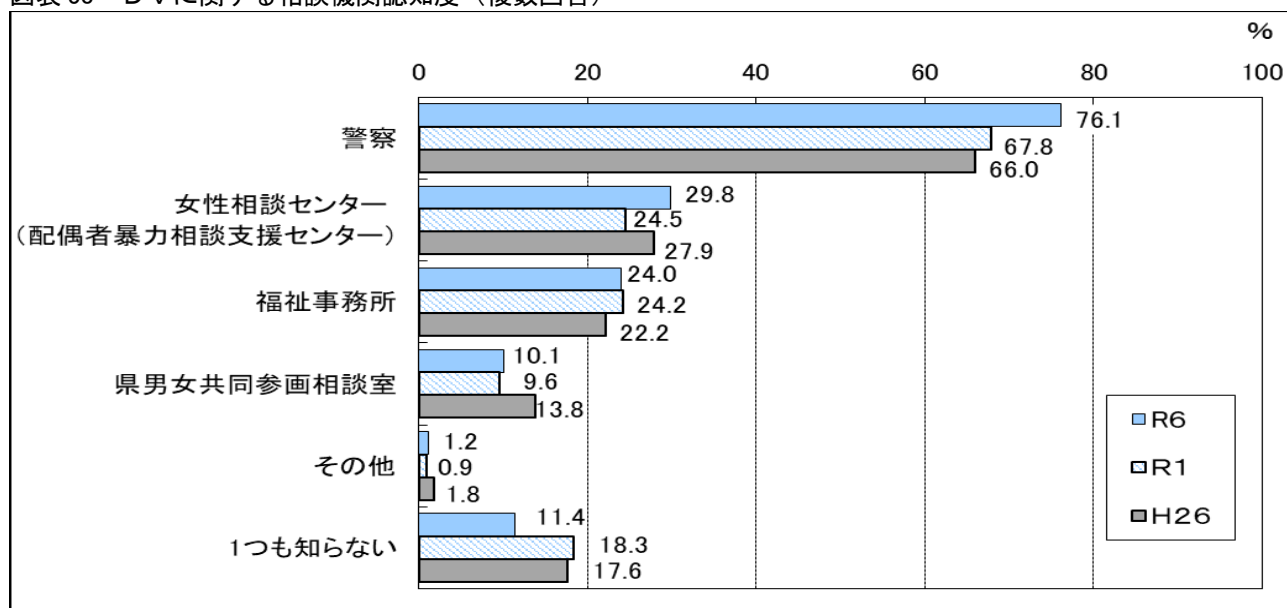
※警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数
熊本県警察本部人身安全対策課調べ

●DVに関する相談機関の認知度は、警察が76.1%で突出している

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が令和元年(2019年)調査から8.3ポイント増加し76.1%で突出している。次いで女性相談センターが5.3ポイント増加し29.8%、福祉事務所は0.2ポイント減少し24.0%となった。

一方で、11.4%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある(図表38)。

図表38 DVに関する相談機関認知度(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査(R6.11実施)」

(2) ストーカー・性犯罪

●ストーカー認知件数は前年より増加、性犯罪認知件数は前年より大幅増加

令和6年(2024年)の熊本県警におけるストーカー認知件数は、300件と前年に比べ15件増加した。また、性犯罪の認知件数は157件で、前年より40件増と2年連続で大幅に増加した(図表39)。

図表39 熊本県警察におけるストーカー事案・性犯罪(強制性交等罪と強制わいせつ罪)対応状況(暦年集計)

年	認知件数	警告	禁止命令	検挙件数			
				命令違反	行為罪	他法令	
H27	445	23	1	43	0	3	40
H28	292	16	0	29	0	2	27
H29	228	12	10	28	1	5	22
H30	294	23	14	35	0	2	33
R1	283	23	22	30	2	9	19
R2	425	29	32	40	0	16	24
R3	410	14	36	54	3	14	37
R4	357	11	33	44	2	7	35
R5	285	8	21	27	1	3	23
R6	300	11	27	29	4	6	19

熊本県警察本部人身安全対策課調べ

年	認知件数	検挙件数
H27	83	70
H28	68	59
H29	76	62
H30	58	48
R1	53	50
R2	62	49
R3	77	70
R4	68	62
R5	117	76
R6	157	131

熊本県警察本部刑事企画課調べ

トピック②

若年女性の転出超過の現状

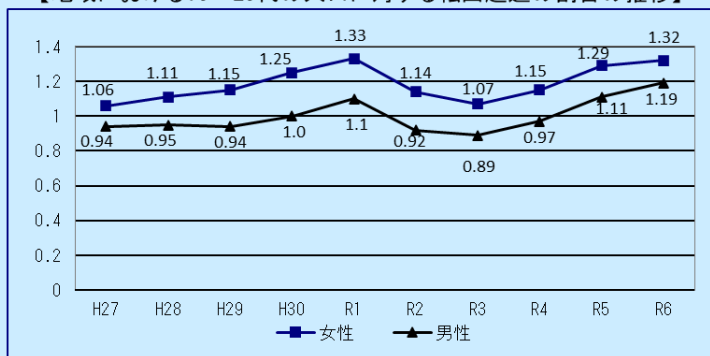
人口減少や少子高齢化が進む中、地域の活力を維持・向上させるためには、女性や若者が活躍できる環境づくりが重要です。

しかし、近年は若い人が地方から都市へ流出する傾向が強くなっています。地域における10～20代の人口に対する転出超過数の割合は、10年前と比べると女性が0.26ポイント、男性が0.25ポイント増加しており、男性より女性の流出割合が高い状態が続いています。令和6年には東京都だけで4.2万人の女性が転入超過となるなど、女性の都市圏への流出が進んでいます。九州では福岡県を除く6県すべてで女性が転出超過となっており、熊本県の女性の転出超過数の過去10年間の累計は18,286人にも上っています。

地元を離れる理由としては進学先や就職先の不足が中心ですが、固定的な性別役割分担意識や伝統的な価値観が残る地元生きづらさを感じていることも背景にあると考えられています。

こうした状況を踏まえ、女性や若者が活躍できる環境づくりに向けては、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消が大きなポイントとなります。

【地域における10～20代の人口に対する転出超過の割合の推移】



(備考)

- 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成
- 三大都市(東京圏、名古屋圏及び大阪圏)を除く道県の10～20代の転出超過割合を算出
- 東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、大阪圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県
- 本図表は、令和7年男女共同参画白書3-2図に倣い、男女参画・協働推進課において作成したもの

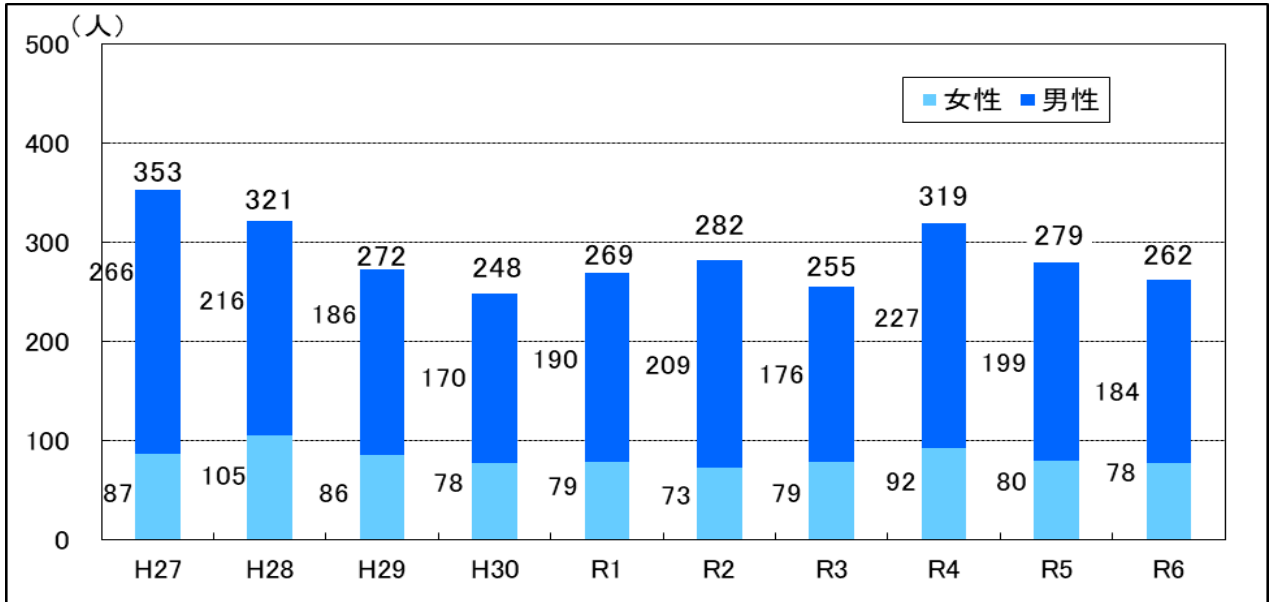
2 自殺、児童虐待の状況

(1) 自殺者数の推移

●県内の自殺者数は前年より減少

本県における令和6年(2024年)の自殺者数は262人で、前年と比べ男性は15人、女性は2人減少した(図表40)。女性の割合は、概ね30%で推移している。

図表40 熊本県における自殺者数の推移(暦年集計)



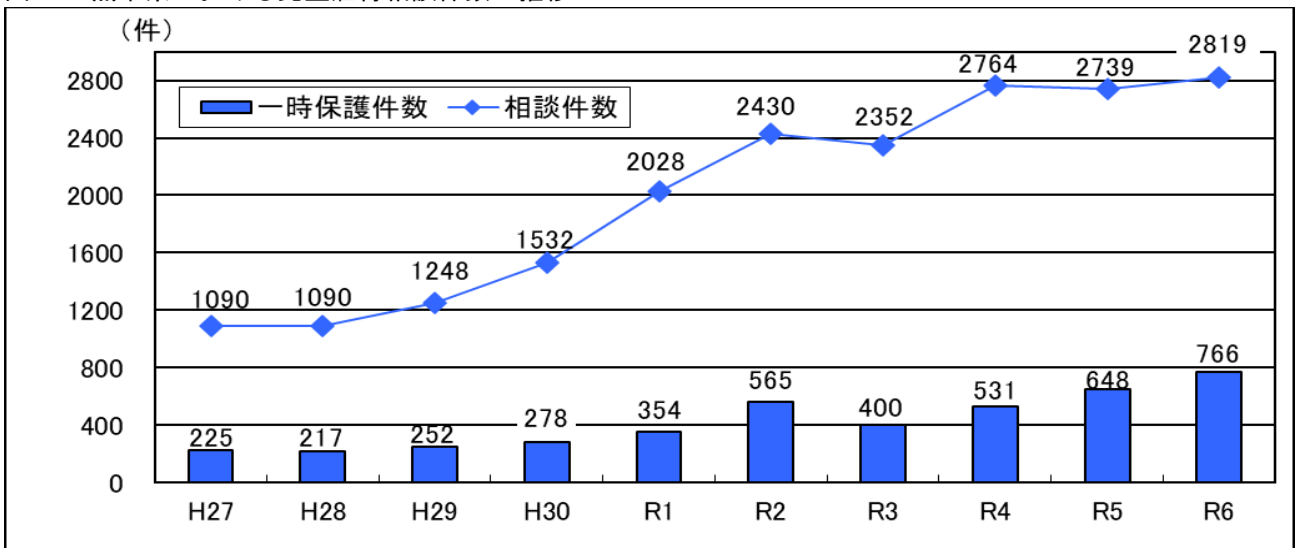
熊本県障がい者支援課調べ

(2) 児童虐待相談件数の推移

●県内の児童虐待相談件数は高止まりの状態

令和6年度(2024年度)に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は2,819件で、前年と同水準となっている(図表41)。

図表41 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

3 女性の健康の状況

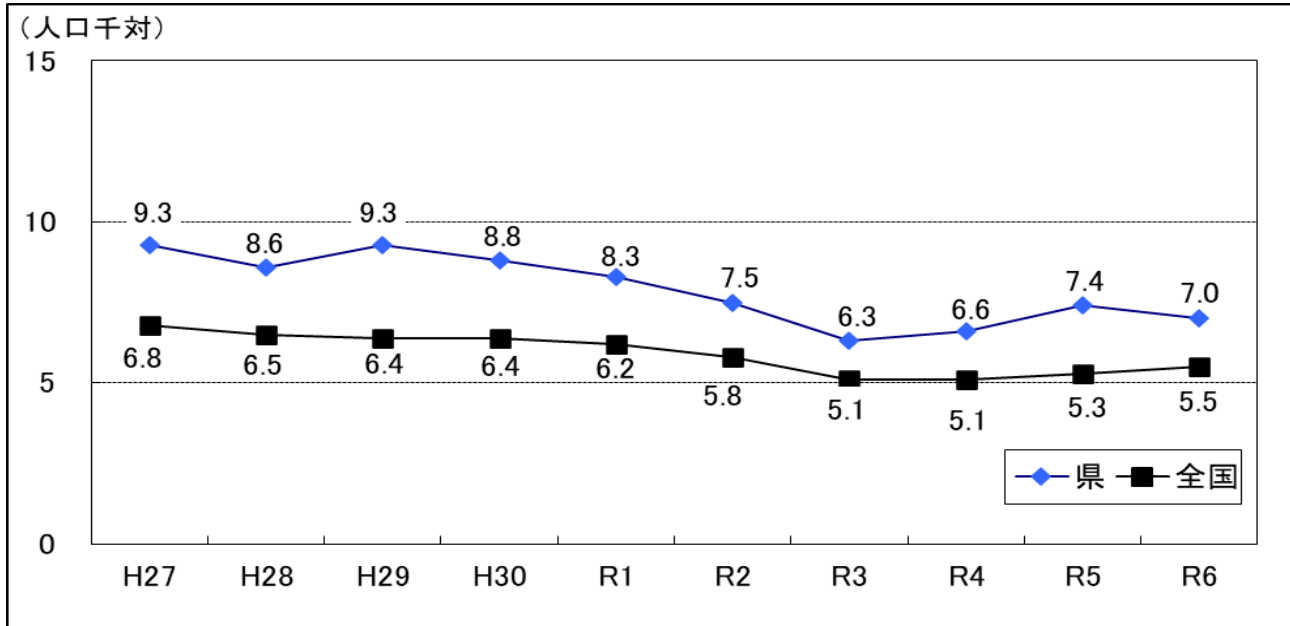
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率

●人工妊娠中絶実施率は、前年から0.4ポイント減の7.0となったが、依然として全国平均を上回っている

本県の令和6年度(2024年度)人工妊娠中絶実施率(15~49歳の女子人口千対)は7.0と前年より0.4ポイント減少したが、依然として全国平均を上回っている(図表42・43)。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちから正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表42 人工妊娠中絶実施率の推移(15~49歳の女子人口千対)



厚生労働省「令和6年度衛生行政報告例」

図表43 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

		総数	20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳
		件数	熊本県	2,123	195	512	438	376	377
	全国	127,992	10,844	33,663	28,676	22,424	20,386	10,878	1,079
実施率 (人口千対)	熊本県	7.0	5.0	13.5	12.2	9.6	8.4	4.0	0.4
	全国	5.5	4.1	11.1	9.1	7.2	6.1	2.9	0.3
	差	1.5	0.9	2.4	3.1	2.4	2.3	1.1	0.1

厚生労働省「令和6年度衛生行政報告例」

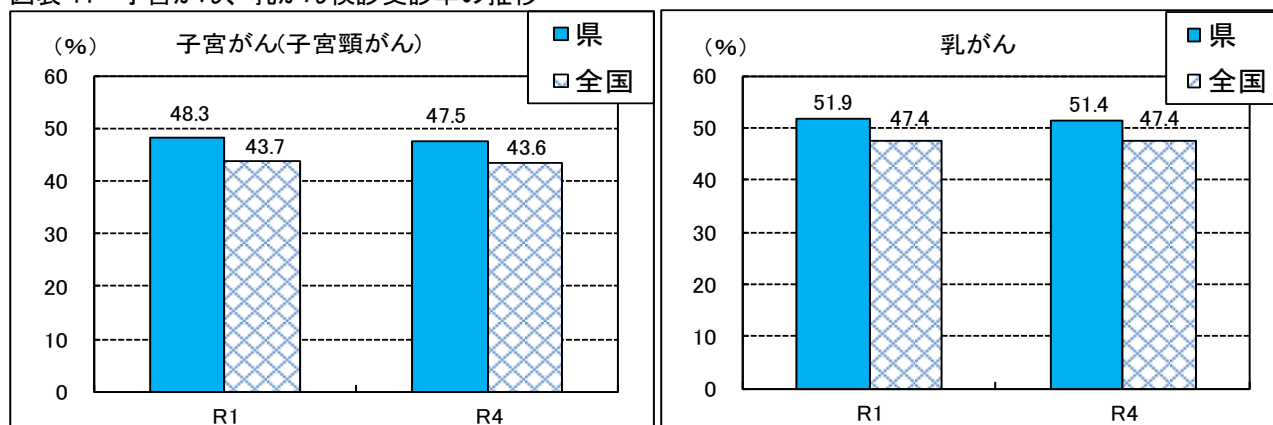
(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率

●子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率はともに全国平均を上回る

令和4年(2022年)の本県における子宮がん（子宮頸がん）検診受診率は47.5%、乳がんの検診受診率は51.4%と令和元年(2019年)よりも若干減少したものの、いずれも全国平均を上回っている（図表44）。

令和6年(2024年)の本県の子宮がん（子宮頸がん）の年齢調整死亡率は41位、乳がんの年齢調整死亡率は44位で、いずれも順位を大幅に下げている（図表45）。

図表44 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診はH25調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん（20～69歳）乳がん（40～69歳）共に過去年間に受診したことがある女性

熊本県健康づくり推進課調べ

図表45 子宮がん、乳がんの年齢調整死亡率（75歳未満）

	子宮がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)			乳がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)		
	年齢調整死亡率	順位	全国	年齢調整死亡率	順位	全国
H27	4.3	15位	4.9	11.5	38位	10.7
H28	5.6	43位	4.7	10.4	22位	10.7
H29	4.4	14位	4.8	11.0	33位	10.7
H30	4.5	18位	4.9	10.9	30位	10.7
R1	5.7	36位	5.1	11.4	34位	10.6
R2	4.9	21位	5.0	11.0	39位	10.2
R3	5.2	34位	4.9	9.6	28位	9.9
R4	5.7	35位	5.1	10.8	32位	10.4
R5	5.1	27位	5.1	8.7	12位	10.0
R6	5.8	41位	4.9	11.9	44位	10.0

※年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（人口動態統計）

4 地域の防災力における状況

(1) 地域の防災における女性の参画状況

●地域の防災組織に占める女性の割合は3%程度と低い

令和7年(2025年)4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は3.8%と前年と比べ0.2ポイント増加(図表46)、自主防災組織会長における女性の割合は3.3%と前年より0.1ポイント減少しており、ともに依然として低い状況にある。男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である(図表47)。

図表46 消防団員における女性割合(各年4月1日時点)

	調査年	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
消防団員	H28	34,135	777	2.3	熊本県消防保安課 調べ
	H29	33,507	774	2.3	
	H30	33,015	735	2.2	
	R1	32,194	778	2.4	
	R2	31,567	796	2.5	
	R3	30,860	854	2.8	
	R4	29,841	864	2.9	
	R5	28,773	921	3.2	
	R6	27,996	1,003	3.6	
	R7	27,241	1,030	3.8	

図表47 自主防災組織会長における女性割合(各年4月1日時点)

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自主防災組織会長	H28	3,307	81	2.4	熊本県男女参画・ 協働推進課調べ
	H29	3,402	89	2.6	
	H30	3,474	94	2.7	
	R1	3,421	87	2.5	
	R2	3,631	100	2.8	
	R3	3,634	102	2.8	
	R4	3,659	123	3.4	
	R5	3,672	119	3.2	
	R6	3,687	124	3.4	
	R7	3,708	123	3.3	

Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）は薄れつつあるものの、依然として根強く残っており、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用情勢の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、男女がともに育児、介護、地域活動、自己啓発等のための時間を確保できるよう、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備する必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

ポイント

- 1 県民のおよそ6割が「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、84.0%となった。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は、妻に比べ大幅に短い。
- 4 県内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の取組内容は、「休暇取得の促進」が最も多い。
- 5 育児休業取得率は、女性が前年より2.4ポイント減の96.8%、男性が8.7ポイント減の28.5%となり、男性は全国平均を下回っている。

1 県民の男女共同参画に対する意識

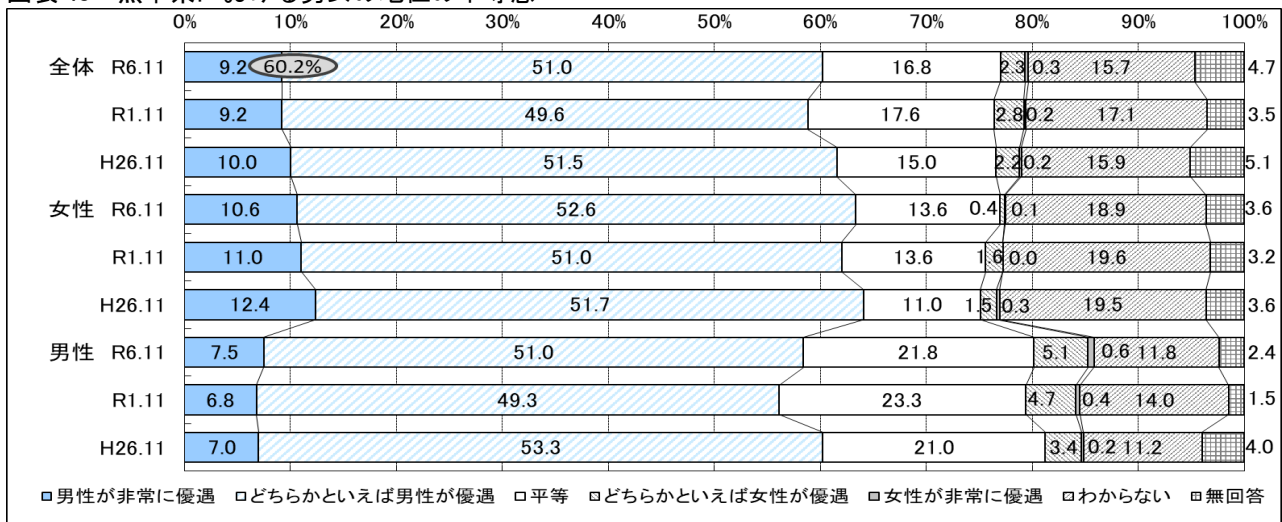
(1) 男女の地位の平等感

●「男性優遇」の割合は減少傾向にあるが、60.2%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が60.2%で、依然としていまだ6割の人が男性優遇の社会であると考えている（図表48）。

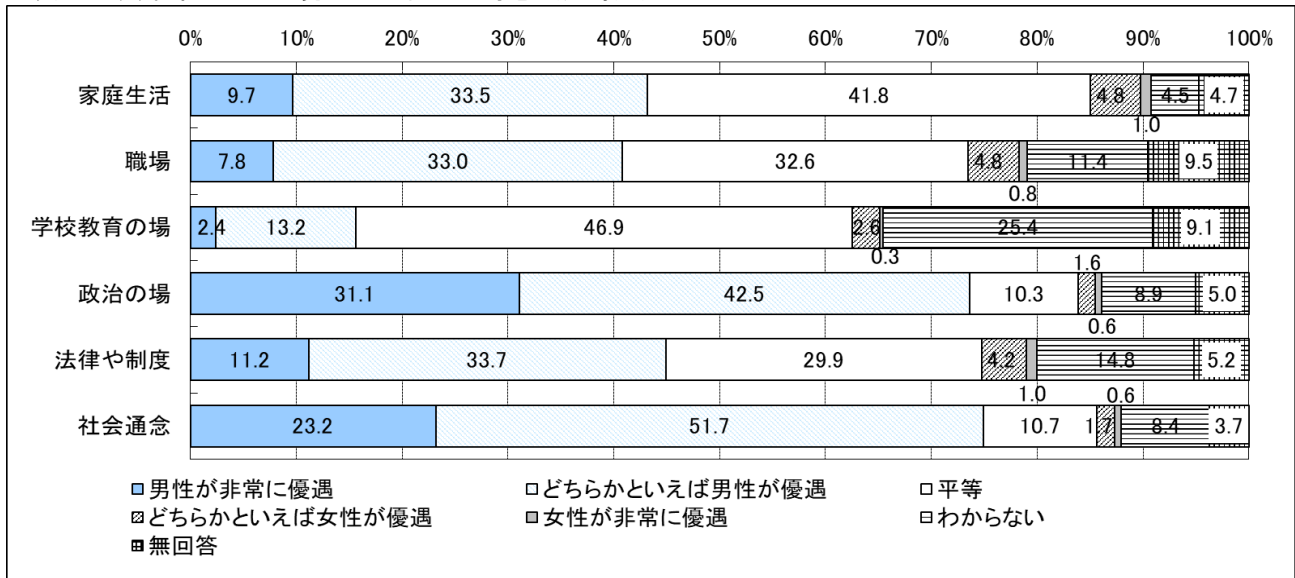
分野別にみると「政治の場」、「社会通念」では7割以上、「家庭生活」、「職場」、「法律や制度」においても4割を超える人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の74.9%が男性の方が優遇されていると感じている。最も平等感が高い「学校教育の場」では46.9%が平等と感じており、男性優遇と感じる人は15.6%となっている（図表49）。

図表48 熊本県における男女の地位の平等感



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

図表 49 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

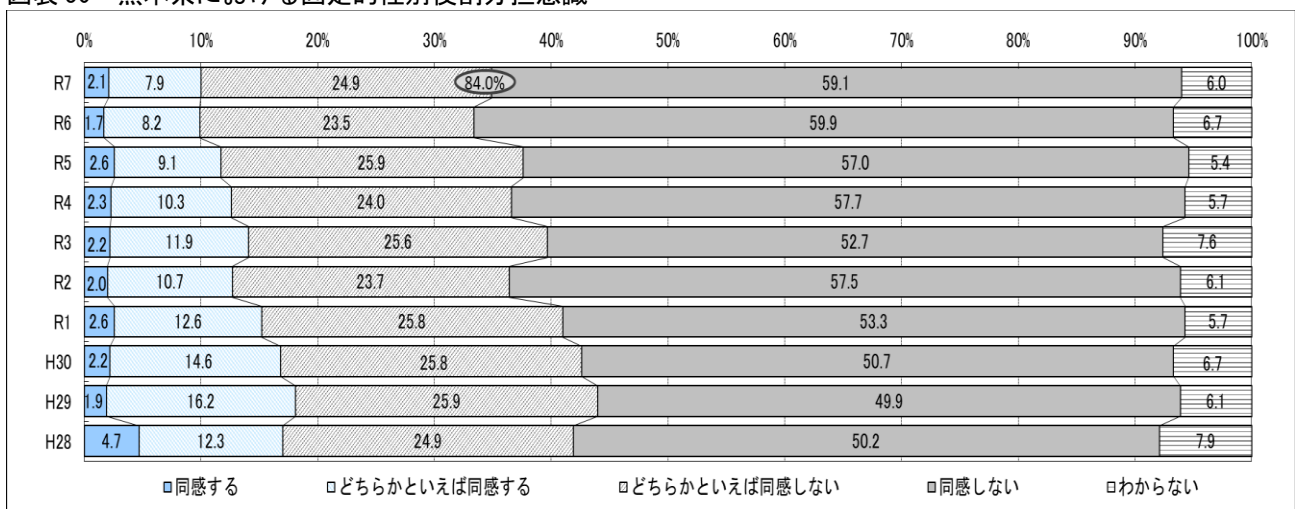
（２） 固定的性別役割分担意識

● 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人の割合は84.0%

令和7年(2025年)県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より0.6ポイント増加し、84.0%となった。また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は10.0%で、前年調査より0.1ポイント増加した。

「同感する」や「どちらかといえば同感する」と回答した人が、固定的性別役割分担意識は男女共同参画社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合が継続的に増えていくよう、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある（図表50）。

図表 50 熊本県における固定的性別役割分担意識

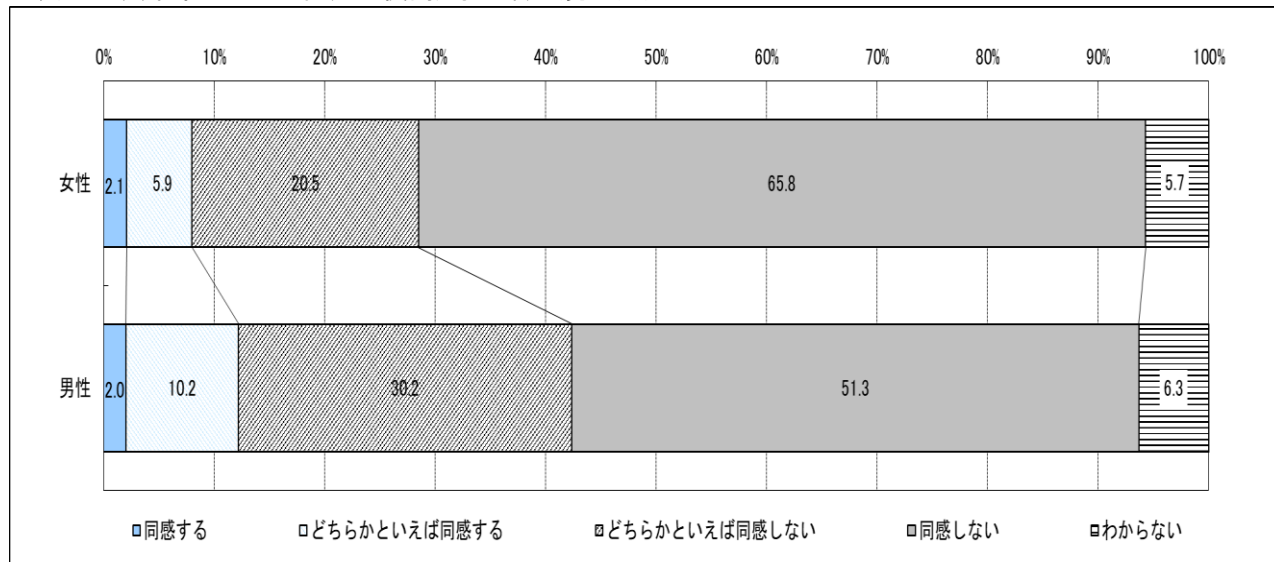


熊本県企画課「2025 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性8.0%、男性12.2%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを啓発していく必要がある(図表51)。

図表51 熊本県における固定的役割分担意識(男女別)

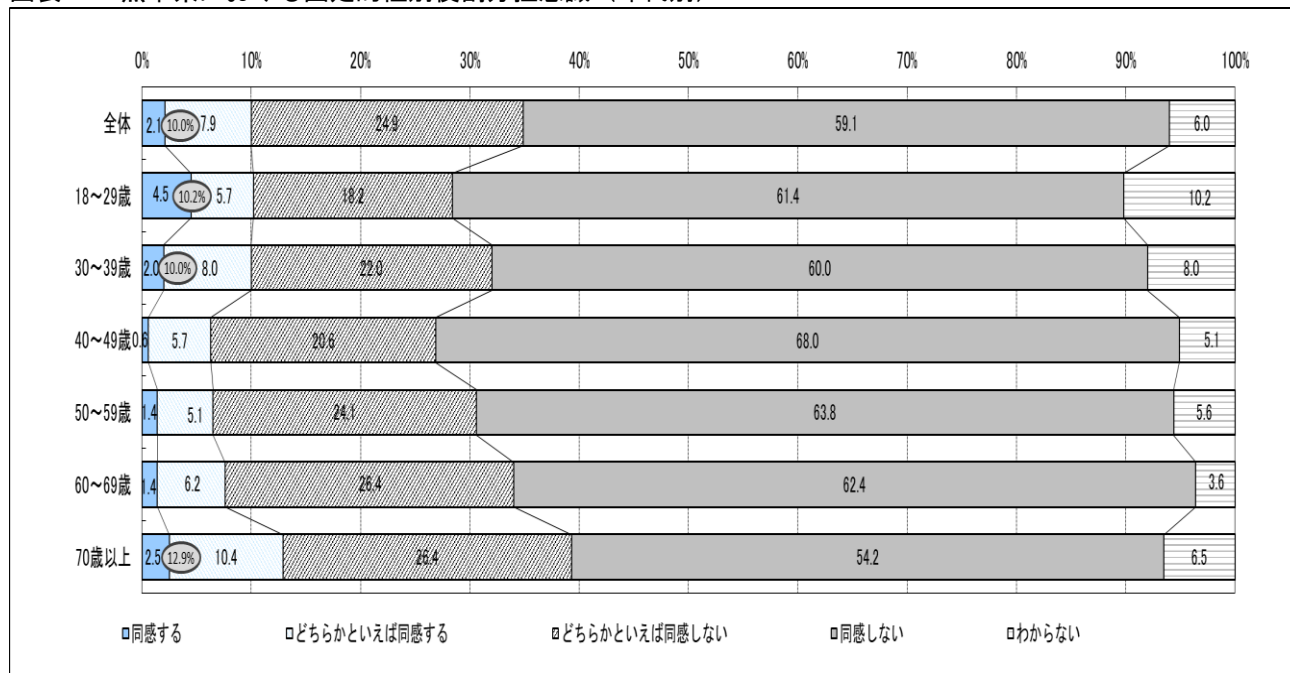


熊本県企画課「2025 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く12.9%

年代別にみると、「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く12.9%、次に18~29歳の10.2%、30~39歳の10.0%となっている。高い年代で肯定意識が根強く残っている一方、若い年代にも肯定意識が垣間見える(図表52)。

図表52 熊本県における固定的性別役割分担意識(年代別)



※分析にあたり回答数が少ない年代があるため、統計上の誤差が生じる場合がある。

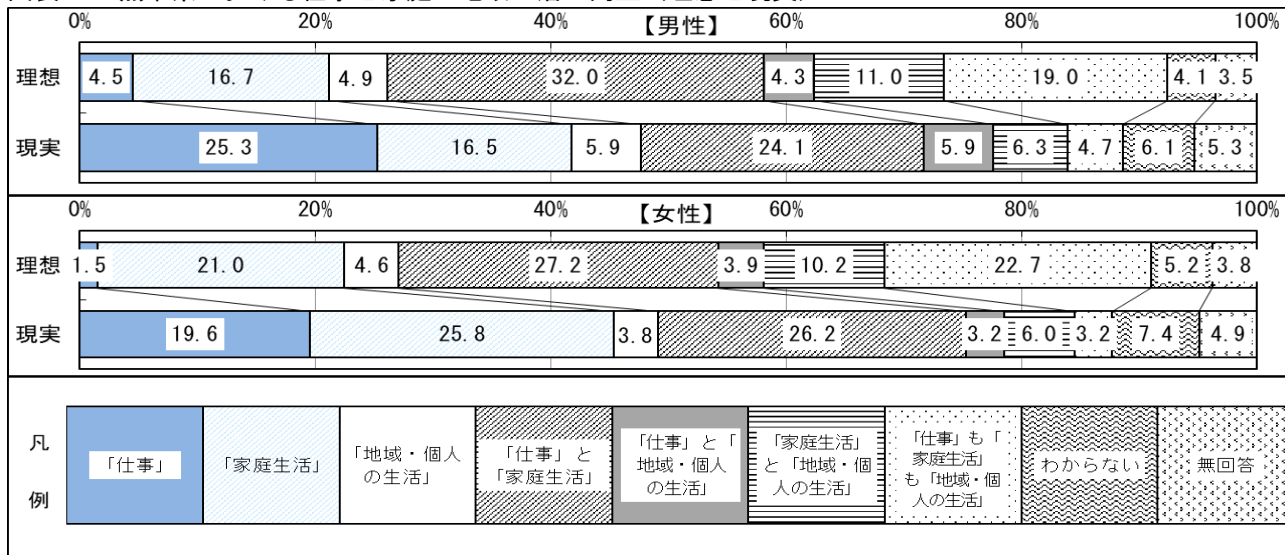
熊本県企画課「2025 県民アンケート調査」

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

- 男女とも理想と現実において、「仕事と家庭生活」の両立については差が少ないが、「仕事」優先や「仕事、家庭生活、地域生活・個人の生活」優先では差が大きい

理想としては、「仕事と家庭生活」をともに優先する割合が男女とも30%前後と高く、現実との差も男女ともに大きくない。一方で、「仕事」を優先した生活については男女ともに理想と現実にもっとも大きな差が見られる（図表53）。

図表53 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



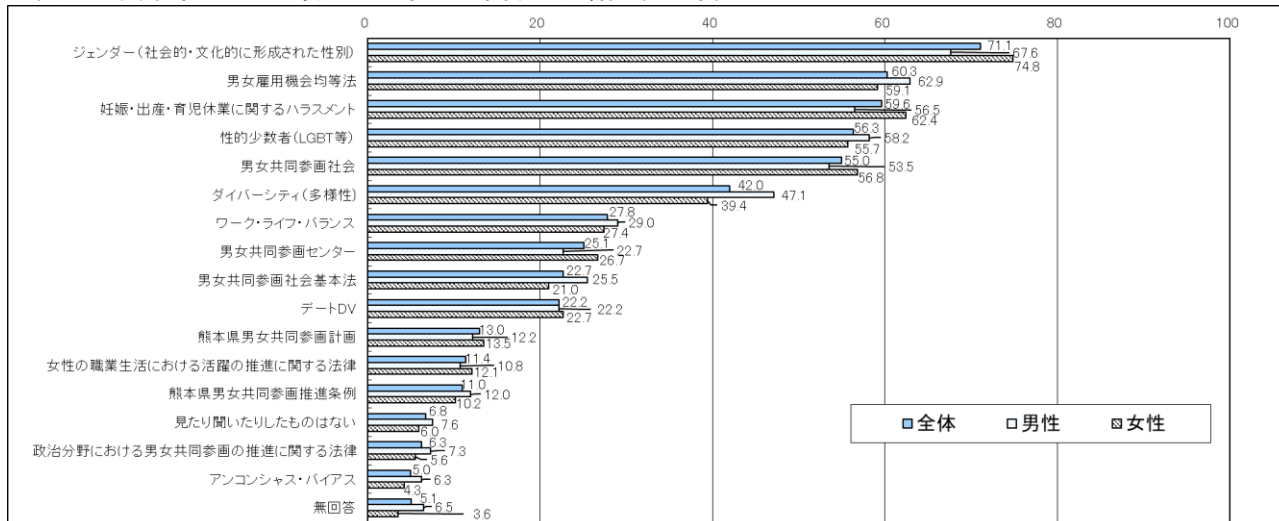
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の認知度

- ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）という用語の認知度は高いが、アンコンシャス・バイアスの認知度は低い

本県における男女共同参画に関する用語の認知度は、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が71.1%と最も高くなっており、その他「妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント」が59.6%、「ダイバーシティ（多様性）」が42.0%となっている。また、条例や計画の認知度は10%程度、「アンコンシャス・バイアス」は5.0%であり、「見たり聞いたりしたものは1つもない」と回答した人の割合は6.8%となっている（図表54）。

図表54 熊本県における男女共同参画に関する用語の認知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R6.11実施）」

2 教育における状況

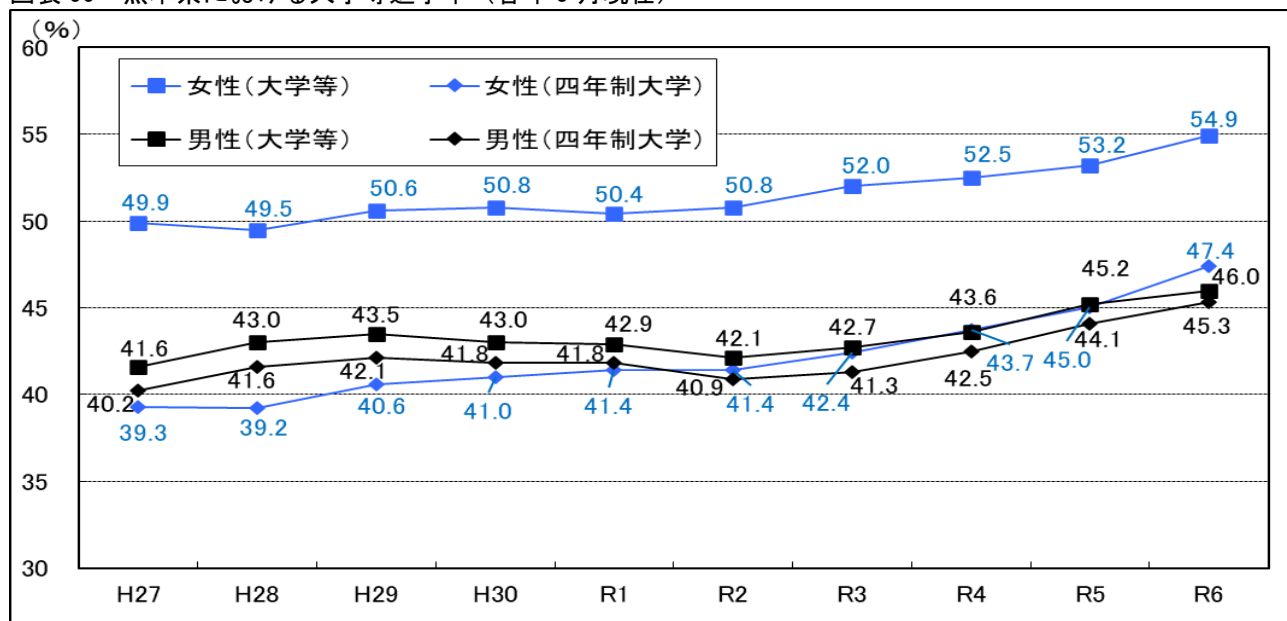
(1) 大学等進学率 (※)

●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は令和6年(2024年)3月現在、女性が前年より1.7ポイント増の54.9%、男性は0.8ポイント増の46.0%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年より2.4ポイント増の47.4%、男性は前年より1.2ポイント増の45.3%とともに増加した(図表55)。

図表55 熊本県における大学等進学率(各年3月現在)



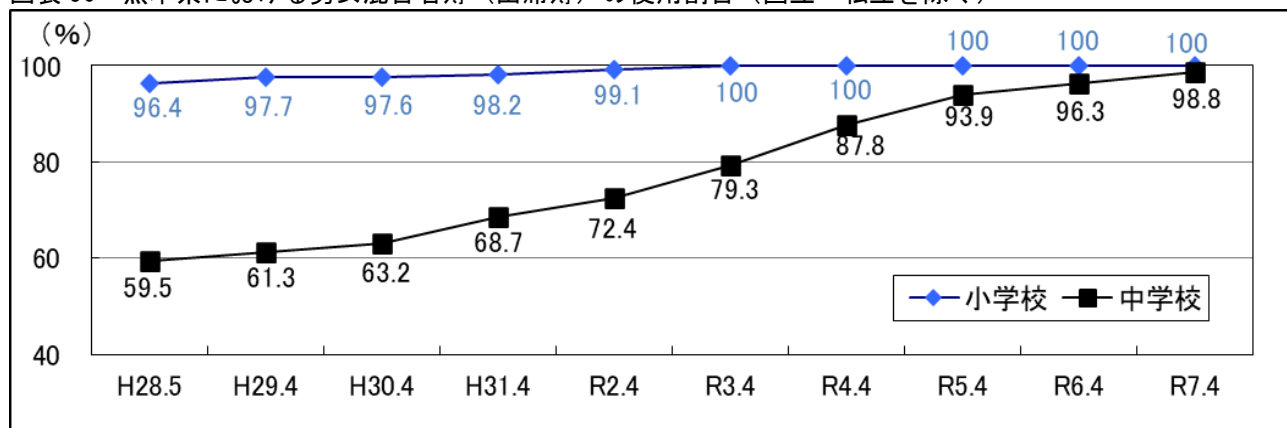
※大学等進学率：大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率(中等教育学校(後期課程)卒業者は含まず) 文部科学省「令和6年度学校基本調査」

(2) 男女混合名簿(出席簿)の使用状況

●小学校では全校、中学校の98.8%で使用している

男女混合名簿の使用割合は、令和7年(2025年)4月現在、中学校は98.8%と前年より2.5ポイント増えており、小学校は全校採用となっている(図表56)。

図表56 熊本県における男女混合名簿(出席簿)の使用割合(国立・私立を除く)



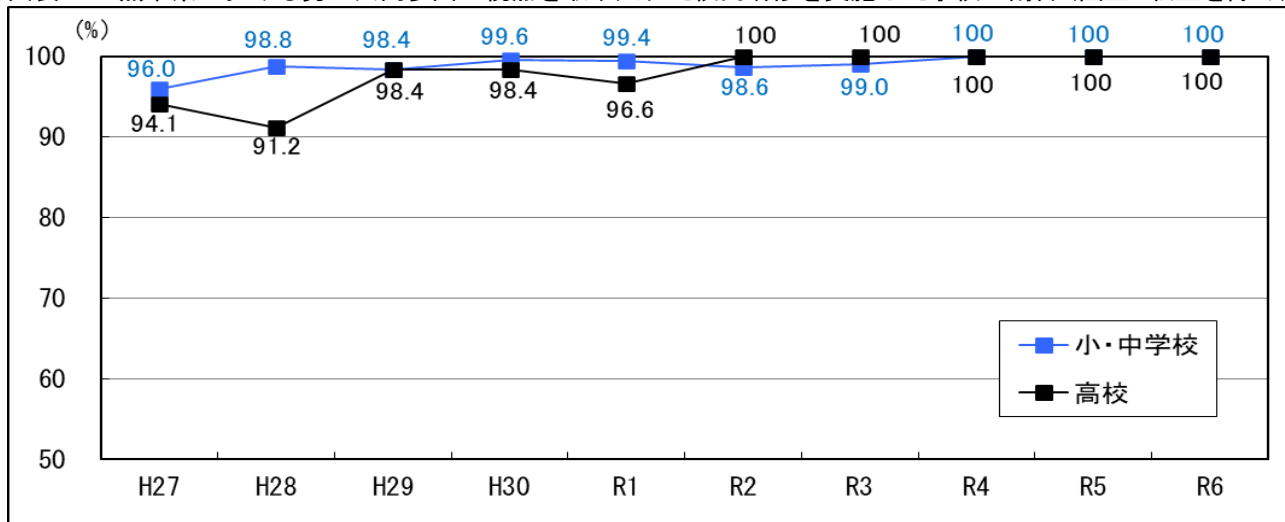
※義務教育学校は中学校に含む

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた校内研修（教員向け）を実施した学校数

●小・中学校、高等学校ともに全ての学校で実施

本県における令和6年度（2024年度）に男女共同参画の視点を取り入れた校内研修（教員向け）は、小・中学校、高校ともに全ての学校で実施された（図表57）。

図表57 熊本県における男女共同参画の視点を取り入れた校内研修を実施した学校の割合（国立・私立を除く）



※義務教育学校は中学校に含む

熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

3 仕事と生活の両立の状況

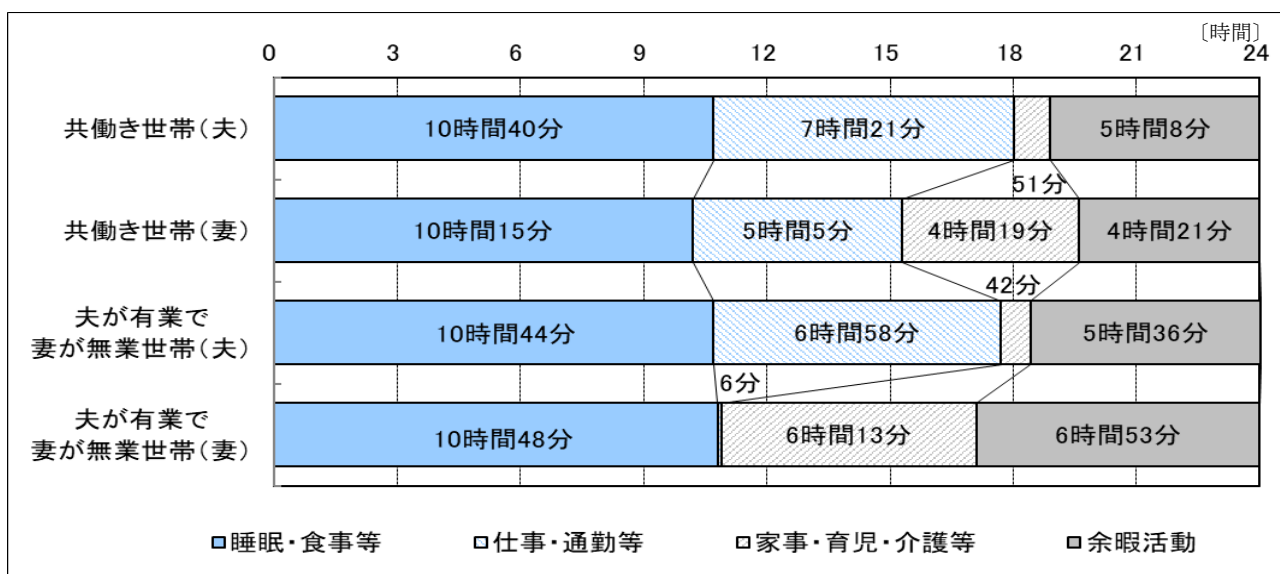
(1) 夫婦の生活時間

●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が42分、妻が6時間13分である。また、共働き世帯であっても、夫が51分であるのに対し、妻は4時間19分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかかる時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表58）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がより良いバランスで負担を分担し合うことは重要である。

図表58 熊本県における夫婦の生活時間



総務省「令和3年社会生活基本調査」

(2) 県内事業所の状況

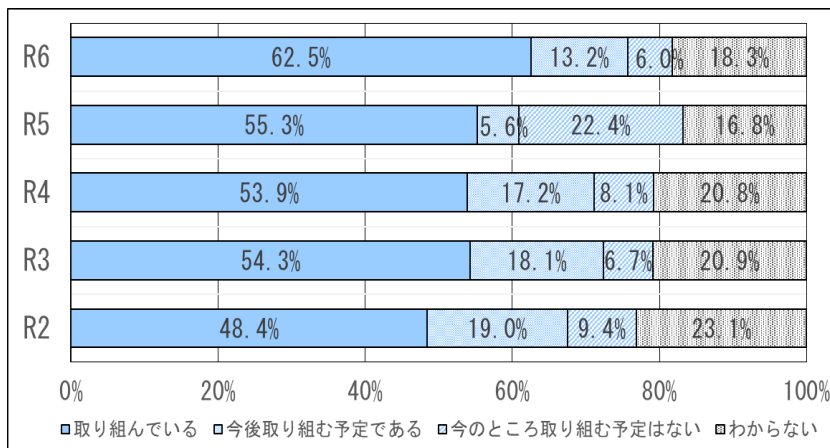
●ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組事業所は62.5%

令和6年(2024年)の県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況は、「取り組んでいる」が62.5%、「今後取り組む予定である」が13.2%となっている(図表59)。

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態」を言います。
ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

図表59 ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況



熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態査」

●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている101人以上の企業での一般事業主行動計画の策定率は99.7%

令和6年度(2024年度)末時点における従業員101人以上の県内事業所では策定率99.7%となっている。策定が努力義務である従業員100人以下の事業所からの策定届提出数は、789事業所だった(図表60)。

図表60 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

従業員数		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
101人以上	策定率(%)	100.0	100.0	99.8	99.5	99.3	95.9	99.6	99.7	99.5	99.7
	届出数	551/551	550/550	556/557	568/571	571/575	564/588	569/571	601/603	608/611	608/610
100人以下	届出数	225	323	418	534	624	686	764	809	781	789

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況(令和7年3月)」

【参考】次世代育成支援対策推進法

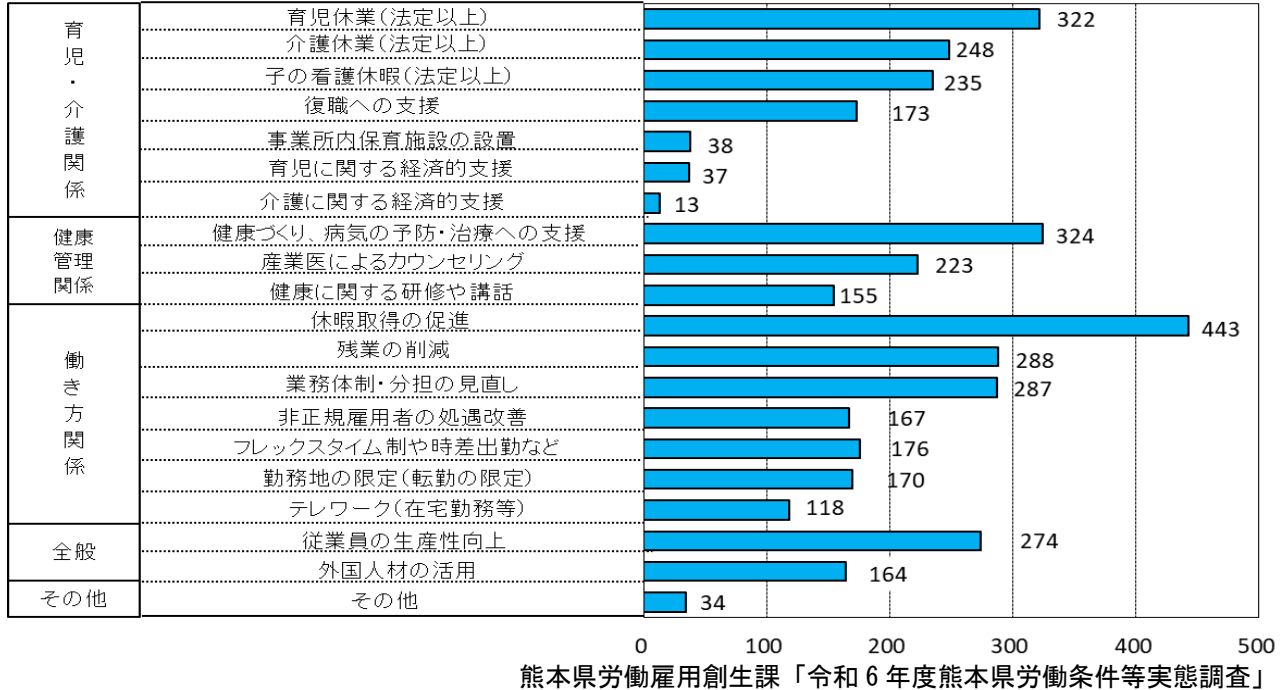
従業員	行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行)			行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行)	
	H21.4.1前	H21.4.1以降	H23.4.1以降	H23.4.1前	H23.4.1以降
301人以上	規定なし	義務	義務	義務	義務
101人から300人		努力義務	努力義務	努力義務	
100人以下		努力義務	努力義務	努力義務	

※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、その後令和7年3月31日まで、さらに令和17年3月31日まで延長されている。

●ワーク・ライフ・バランスの取組は休暇取得の促進が最も多い。

令和6年度(2024年度)の県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「休暇取得の促進」が443事業所と最も多く、次いで「健康づくり、病気の予防・治療への支援」が324事業所、育児・介護関係では「育児休業(法定以上)」が322事業所となっている。(図表61)。

図表61 ワーク・ライフ・バランスの取組内容(複数回答)



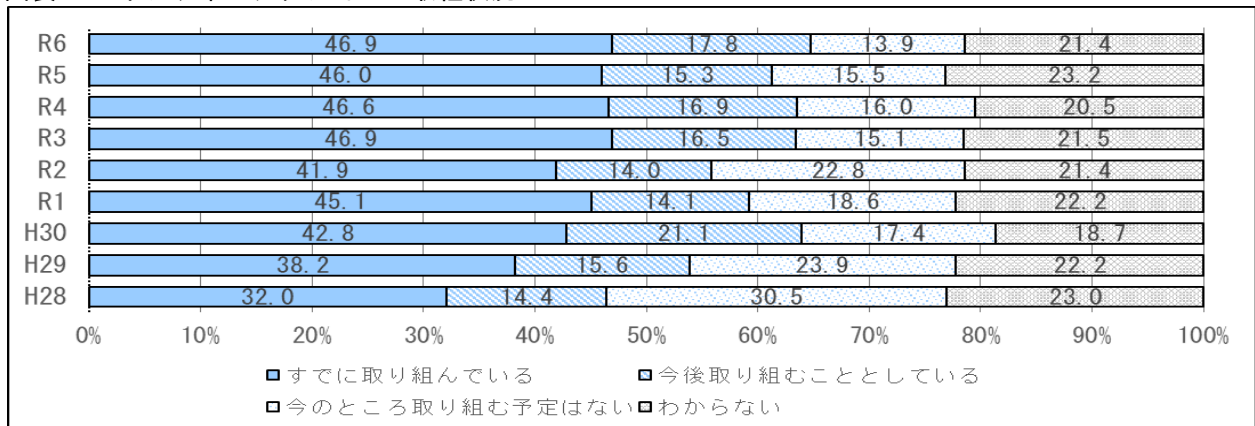
●ポジティブアクションに取り組んでいる事業所は46.0%

ポジティブアクションとは・・・

職場で男女の間に生じている格差を解消するために、企業が自主的、積極的に行う取組。
例) 女性管理職の比率を増やす、女性の採用と職域の拡大、女性の勤続年数を伸ばす等

令和6年(2024年)に本県でポジティブアクションに取り組んでいる事業所は46.9%と前年より少し増加した。また、17.8%の事業所が「今後取り組むこととしている」としており、積極的に取り組む事業所の増加が期待される(図表62)。

図表62 ポジティブアクションの取組状況



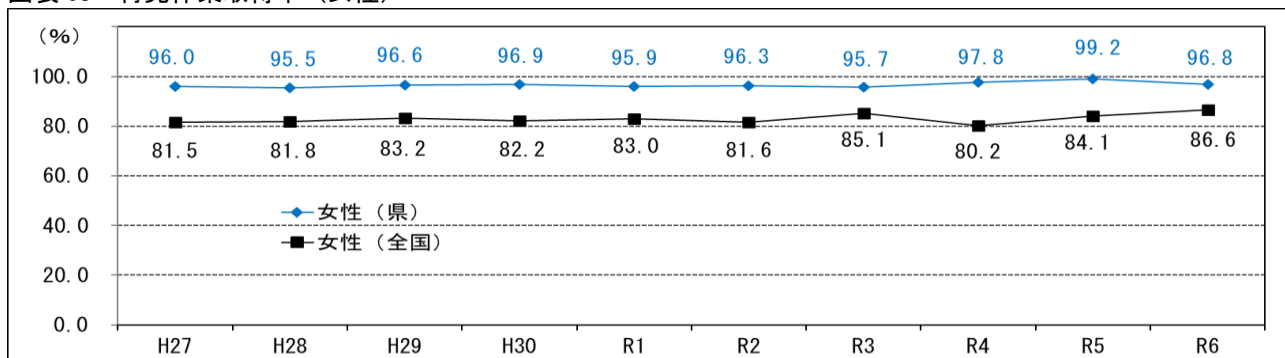
熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態調査」

(3) 育児休業

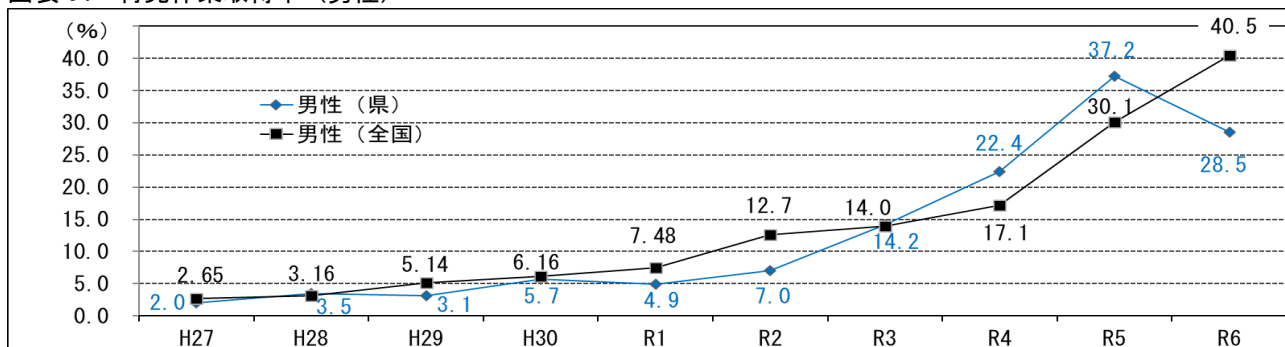
●育児休業取得率は女性が96.8%、男性が28.5%といずれも前年より減少

令和6年(2024年)の本県の育児休業取得率は、女性は前年より2.4ポイント減で96.8%となったが、継続して高い数値を保っている。男性は28.5%と前年より8.7ポイント減少し、全国平均を下回った。(図表63・64)。

図表63 育児休業取得率(女性)



図表64 育児休業取得率(男性)



全国：厚生労働省「令和6年度雇用均等基本調査」

熊本県：熊本県労働雇用創生課「令和6年度熊本県労働条件等実態調査」

(4) 子育て支援

●子育て支援に関するさらなるサービスの充実が必要である

通常保育定員数は減少傾向にある中、令和7年(2025年)4月1日現在の保育所等利用待機児童数は昨年度と同様で4名である。

また、男女がともに働き続けるために必要となる放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあり、今後も継続して子育て支援に関する様々なサービスの充実を図ることが重要である(図表65)。

図表65 子育て支援に関する主な指標(熊本市も含む) (各年4月1日現在)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保育所等利用待機児童数	233	275	182	178	70	8	9	15	4	4
通常保育定員数	61,524	62,184	63,767	64,750	63,134	62,192	61,323	60,841	60,050	59,164
延長保育事業実施箇所数	556	497	592	591	568	572	497	576	592	592
ファミリーサポートセンター実施箇所数	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28
病児・病後児保育事業実施箇所数	32	34	34	34	34	34	35	35	35	36
放課後児童クラブ実施箇所数	414	434	451	488	505	525	532	549	566※	580※

※支援の単位数

熊本県子ども未来課調べ

IV 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取り組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は2.2ポイント増の91.1%となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は40団体である。

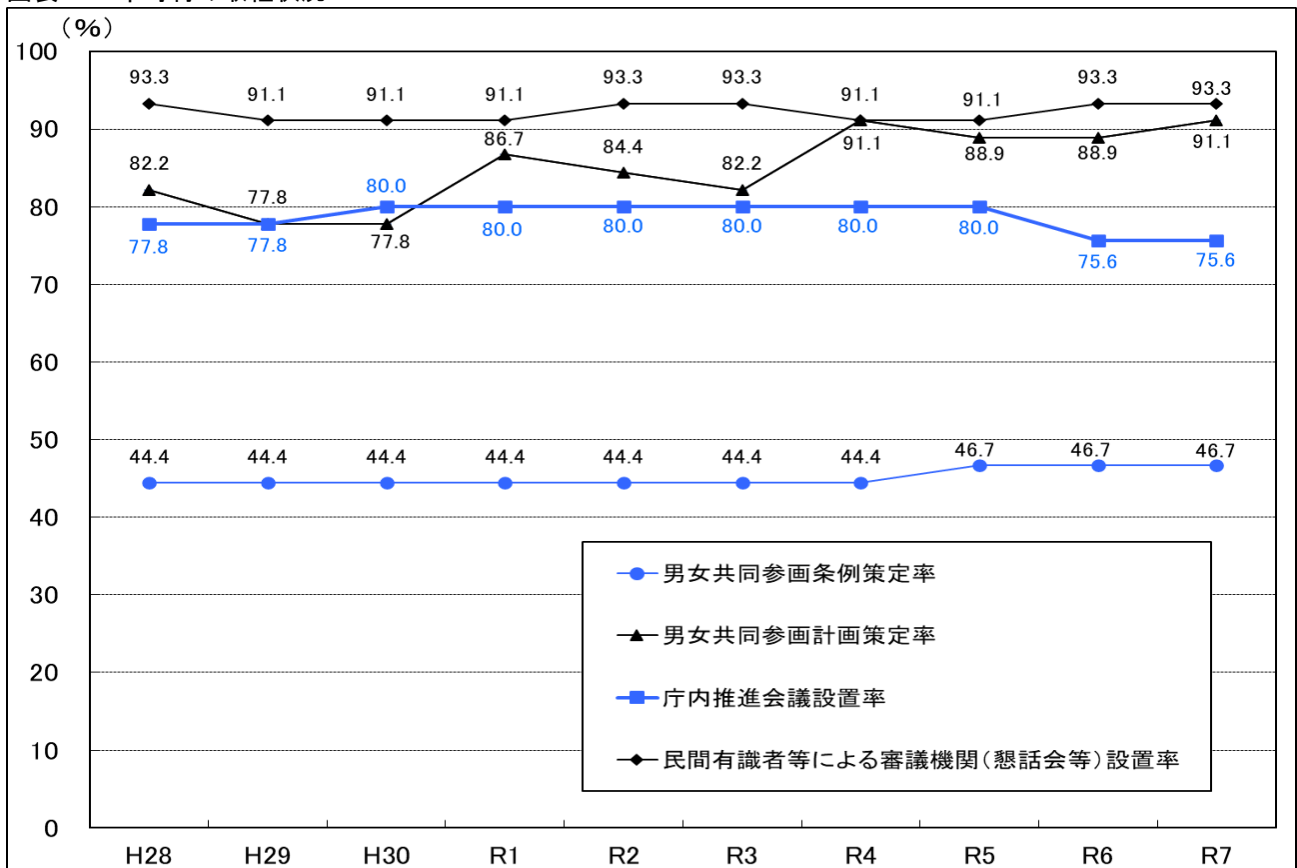
1 市町村の取組状況

(1) 推進体制の整備状況

令和7年度の県内45市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、次のとおりとなっている（図表66）。

- ・ 条例制定率 46.7% (21市町村制定)
- ・ 男女共同参画計画策定率 91.1% (41市町村策定)
- ・ 庁内推進会議設置率 75.6% (34市町村設置)
- ・ 民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率 93.3% (42市町村設置)

図表66 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

(2) 男女共同参画宣言

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組を行うことを宣言した都市（男女共同参画宣言都市）は、次の11市町となっている（図表67）。

図表67 熊本県の男女共同参画宣言都市（令和7年4月1日現在）

宣言年度	宣言日	市町村名	備考
H7	—	旧八代市	合併前に宣言
H15	—	旧菊池市	合併前に宣言
H16	H17.1.29	荒尾市	
H17	H17.11.20	水俣市	
H18	H19.2.17	天草市	
H19	H19.11.21	宇城市	
	H20.1.26	合志市	
H20	H21.1.24	上天草市	
H21	H21.6.19	八代市	
	H21.9.15	益城町	
H22	H22.11.20	菊池市	
	H23.2.6	大津町	
H23	H24.1.28	菊陽町	

2 県民、NPO等との協働による取組状況

(1) 男女共同参画推進団体数

●推進団体数は40団体

本県では、誰もがその個性と能力を發揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、令和7年(2025年)12月11日現在で40団体を登録している。